

令和3年9月14日（火曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

令和3年9月第19回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和3年9月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第19号から第39号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議会第1号

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

## 議 事 の 経 過

令和3年9月14日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山崎正男君。

9番（山崎正男君）

おはようございます。

最終日でございますが、私の方で、朝からでございますけれども質問させていただきます。

通告書によりまして、まず第1点目が、墓地行政についてでございます。

今、コロナ禍で、世界中でトータルで2億2,000万余りの感染者が出ております。それから死者については、世界中で460万人の死亡が聞かされます。このような時代でございますけれども、私は自分の人生とか死について、最近よく考えるようになりました。それで今回の質問に至るわけですけれど。

私たち住民は、生まれてから死ぬまで行政とともに生活をしています。この世に生まれたら、まず出生届を出し、以後、保育所、学校教育、高校、大学、就職と成長し、結婚、子育てしながら、家庭を守り、やがて老化し、死亡、埋葬に至るわけでございます。

今回はこの人生の終末のことに触れるわけですが、私たちは人生を全うした後は、お墓を立て納骨ということになります。人の尊厳をお祭りするお墓の設置許可について、私なりに疑問を持っておりますので、町長にお聞き致します。

まず1点目でございますが、町に墓地台帳というものは整備されていますか。

町内の墓地の確認はされていますか。

毎年の申請件数はどの程度あるでしょうか、という質問でございます。

まず、1点目についてよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

おはようございます。

それでは山崎議員の一般質問、墓地行政についてカッコ1、町に墓地台帳とは整備されていますか、町内の墓地の確認はされているか、また、毎年の申請件数はどれだけか、についてお答えを致します。

初めに、墓地台帳についてですが、共同墓地につきましては町内に6施設ございまして、それぞれ管理台帳等を整備しております。

また、個人からの申請による墓地の経営許可申請というものがあまして、個人のお墓についてはこちらの申請書で管理をしております。これは許可権限者が高知県になっておりますが、その申請をする段階で町の意見書を付すことになっております。そちらの段階で申請書を確認ができますので、そちらで管理

をしております。

また、申請件数につきましてですが、過去5年間を調べてみました。5年間で60件の申請件数となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

その町内に墓地台帳はないということですが、大体この墓地埋葬法の関係でいきますと、どちらかといえば個人墓地を認めないというような方針のようでございます。

それから共同墓地、町の運営する墓地、それから法人の運営する墓地。こういうものが主体になっておりますけれど、今も課長の言われたように毎年の申請件数は30何件ですか。ところがですね、今、我々の町で毎年亡くなるのが、今データいただきましたけど197名という、去年ではそういうことみたいです。これだけ200件近くの方が亡くなって、まあ30数件、40件近くでございますが、あとの件数は現在ある墓地、納骨堂に収める方、それから、ほかはどうなりますかね。新たに設置する方というようなことになるわけですけど。

我々の町の墓地がどこに、誰の墓地があるのかも分からない状況ではいけないと思うのでこのような質問になってますけれど。町は人が亡くなると、どのように埋葬されますか、どこへ埋葬しますか、というような許可を出すようになっております。死亡届が出てきたときにそうなっておりますので。

このような観点からいくと、故人を大事に扱うのであれば、個人墓地をもっと増えていいんじゃないだろうかと思っております、私は。

で、その墓地については町立の墓地がありますけれど、これで果たして賄えているのか。我々の亡くなった方のお祭りをする場所が賄えるのか、というふうな疑問を持っておりますので、この町立墓地以外の個人墓地についての町の考え方を聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

山崎議員の再質問にお答えします。

個人墓地の考え方につきましてですが、先ほど議員おっしゃられたように、基本的には墓地の経営許可というものが自治体が想定をされております。

一方で、いろんな事情もありまして個人でお墓を経営許可を申請する場合も、件数としては先ほど申しましたように5年間で60件ほど来ております。

このため、現状で言いますと墓地埋葬法というものがあまして、そちらで法的な手続き等を踏む必要があると考えておりますが、当然、個人からの申請につきましてもお断りするのではなくて、内容等は十分審査をした上で、意見書を付して県の方に申請をしていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

当然、新たに墓地を建てる場合は申請手続きをして、法律にのっとりたことでやっておりますけれど、

どうながでしようかね。

2番にもまた掛かってくるかも分かりませんが、この5年で60件ぐらいの墓地の申請。死亡者が年に200人近く。このギャップ、墓地に対する考え方でいくと、どこかに漏れがあるんじゃないかという感じが致しますけれど。そうですね。

私は、一つは、墓地台帳をまず整えないかというふうな考えでおります。それは町が過去からずうっと、亡くなられた方を祭ってる墓地がどこに点在するか。こういうことを知らないです、町も町立の墓地を建てる時には、このペースでいいのかなということになってきます。だからその墓地台帳、もしくは、戸籍の方に死亡届は来ますので、墓地台帳ではなくてその届出による件数を把握しておるわけですので、少なくとも地方自治体のこの黒潮町なんかにおいては、我々の墓地がどこに点在して何基あります、というようなことは分かるようなことにしておかないといけないのではと思います。

それで、この墓地法というものは国が決めて、それから高知県知事に責任を任せて執り行われておりますが、高知県も高知県下の墓地がどこにあるかというようなことは、果たして知っちょうがじゃろうかという疑問を持っております。一番は、私は墓地というものが先祖を祭る大切な場所であり、こういう我々の宗教関連からいくと、常にお参りして先祖を敬うということになっておりますので、個人墓地の申請も少なからず多くあるべきであろうと思っております。だから、墓地法に対するちょっと疑問を持っております。

1番はそういうことで、すいません、埋葬や火葬の許可は大体、市町村長がやられますよね。で、その墳墓の設置、施設や埋葬するのもあるわけですけど、それは知事の許可ということになった。これの矛盾が1点。

それから、先ほど言うた、個人墓地は原則が認められていない。ここが墓地法の、私はものすごい腹の立つところですけど、今回の質問の大事なところでございます。

それから、公共団体の長がその墓地を設立するに当たり、今さっき言うたように数の観点がどういう考え方でいってるのか、もう一度お願いします。まあ、町立墓地は何年に1回か建てるという考えなのか。

というのも、その個人がですね、自分の土地があって自分の所有権があって、自分の近くへ建てたいというような状況のときに、町立墓地から先に利用しなさいというのが趣旨ながです。でも個人墓地は、いや、先祖を祭る大切なものだから、自分の土地に建てたいと。親からも、ここへ建てと言われておるような方も多くあると思いますので、町立墓地の今後の考え方。

まず1点、そしたら町立墓地の考え方をお願いしたいと思います。間に合ってるのかどうなのかが、ちょっと疑問に思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

町立墓地の関係ですが、現状、足りているということではない状態だと認識をしております。

といいますのも、例えば、町立墓地の区画が空いた場合は公募を掛けることにしておるんですが、かなりの申請等が来まして抽選でという形に現状はなっておりますので、墓地を建てたい方が全て町立の墓地に入れる状態にはなっていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

それから県は、今言う知事の許可ということで個人墓地はあんまり認めてない方向であるけれど、町の考え方としては、その個人墓地も認めていきたいですねというような考えを持っているかどうか。

議長 (小松孝年君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答えします。

先ほど答弁させていただいたように、基本は町立墓地ということにはなるんですが、現状、そういった足りてないという状況もありますので、全てというわけではないんですがそういった個人の申請が来ていることも事実ですので、それをお断りするのではなくてケースケースで判断はしつつ、基本的には、申請のあったものについては意見書を付して高知県の方に申請をしている状況でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

行ったり来たりの質問になりますけれど。

その、今言う墓地台帳がないということですが、墓地台帳を作るような考えはないですか。

というが、お寺へ祭ってる分もありますし、町立の入れてるのもありますし、個人のがもあります。それから過去、戦前、戦後からずっとある墓地もあります。無縁墓地もあります。こういうものも含めて、町内の状況把握のためにも墓地の件数、それから点在する場所、そういうものを把握する必要があると思えますけれど。

いかがでしょうか。

議長 (小松孝年君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答えします。

墓地台帳の件ですが、個人のお墓の件につきましては経営許可申請が来たものを管理はしておりますので、そちらがほぼ台帳としたものにはなっております。

ただ、全ての町内の墓地が把握できてるかといいますと、例えばパトロールをして確認をしてるとか、そういったことは現状できておりませんので、全ての個人のお墓を管理できてるかといいますとそうもなっていないというのが現状でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

死亡されたときに、戸籍の係のどこへ行って、埋葬許可、火葬許可とかを取りますよね。そのときに、どちらに埋葬されますかというようなことになると思いますけれど、その時点ではどのような把握をされているのか。昔の墓地の固まりのあるような地番があって、そこを代表地番として許可を出しているのか。そこらが疑問に思います。

なぜかという、埋葬許可を取ってから、死亡、墓碑を建てるまでに期間がありますよね。1 年後に建

てる人もあるし、四十九日で建てる人もおるし。そういう観点から言うと、スムーズに墓地というものは許可されていくべきじゃないろうかと思えます。死亡したときには待たなしてごさいますので、すぐ許可を出して、その祭場へ持っていけるというようなことまでしておるわけですので。この許可と、それから死亡後の墓地との兼ね合いにギャップがあるなということに常に思っております。

だから、その戸籍の係で出した地番で墓地も建てれますよと、極端に言えば。明快な地番であれば。ところが、墓地建てる時には登記費が必要だとかいろんな条件があつて時間を要しますし、ここのギャップが疑問ながです。役場で取り扱う墓地じゃという感覚があれば許可できるような方向で、簡単に墓地が建てれるという必要があるのではないかと思えますが。

どうでしょうかね、役場の取り扱いの内容、具体的にあれば。役場はこういう感覚で、死亡時はこういう処理をしてますというところだけなのか、最後の墓地までいくのか、いうことですが。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えします。

住基戸籍係の事務としましては、現状で言いますと、その火葬許可等の許可権者ではありますのでそこらは許可をしておるんですが、それが墓地の経営とは直接は結び付いておりませんで、で多分、期間が空くこともあるケースもあります。

現状としましては、火葬、埋葬許可のみの許可という形にはなっております。墓地の経営とはちょっと別物の、事務の流れにはなっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

あまり突っ込んだ話もできませんけれど、あと、2 番に移ります。

墓地は県の許可申請手続きが必要ですが、正規の手続きがなかなか難しい。届出制にすれば良いと考えるが、簡素化はできないかということでごさいます。

まず、このことについてお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは山崎議員の一般質問カッコ 2、墓地は県の許可申請手続きが必要ですが、正規の手続きがなかなか難しいので届け出にすれば良いと考えるが、とのご質問の答弁をさせていただきます。

現状で言いますと、先ほど申し上げた墓地埋葬法が一番の法律ではありまして、許可権者である高知県でも、要綱、条例等を制定しております。

その中で、目的としまして、無秩序にいろんな所に墓地が点在してしまうことによるトラブル等の防止のためっていうのが基本的にはございまして、そちらにのっとって、現状では高知県の方が許可権者となっておりますのでそういった手続きが煩雑で難しい部分は確かにありますが、現状で言いますとそういった、県、国、法律に基づいた手続きとなっておりますのでご了承いただきたいと、そういうふうと考えて

おります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

我々行政は、法律に従った行動を取らなければなりません。で、現状の法律を優先ということになりますけれど。

ほんとに、最初から言いよりますように、個人墓地の申請するときには条件が何点かあってそれぞれやっておりますけれど、県の考える視点がですね、個人墓地はもう造らないんだという観念が強いがですよ。じゃあ、県下で亡くなられた方がどこへ構えたらいいかいうたら、町内考えてみても、黒潮町考えてみても、何件しか余りがないと。まあ1件ぐらいだったらという考えがあるかも分かりませんが、今言う個人の土地があって、そこへ建てたいと。あの山に建てたいというような状況があるときに、強制はできないですよ。強制できないから、個人墓地という名目もちょこっと文言の中にはあるわけですけど。

そうしたときの、その県の取り扱いの条件が細かいとこまであるがですよ。まあ、墓地の経営許可申請書をまず出さなさい。これは当たり前のことです。それから、町村長の意見を出さなさい。これも当たり前のこと。町が、あそこに造っても問題ありませんよ、というようなことであろうと思いますけれど。

それから、墓地所在地の謄本。これも、所有権があれば出せますよね。

それから、墓地の隣接地の謄本。この隣接地の問題も細かいこともありまして、隣が墓地であればかまんどか、それから、隣と5メートル以上離れておればかまんどかいうような条件もあります。

それから、地籍図の写し。この地籍図も、公図の写しということであります。で、5万分の1の地図とか添付せよという。これらもそのがを添付すればいいですけど、5万分の1の地図を見ましても、この5万分の1で墓地の位置をここじゃということで判断するようなことかと思えます。

それから、墓地の区域の実測平面図。この実測平面図というものが、私を感じるには我々素人が書けるようなもんじゃありませんので、当然その専門の方に測量していただく。こうすると、まあ測量代がかなり掛かる。我々は先祖のために一生、人生の一番尊敬できる親、先祖の墓地を建てる時にはですね、日ごろの生活の中から身銭を削って墓地を建てるわけです。それも、墓地も100万、200万。桁がちょっと大きくなります。大きいとこやったら300万、400万もすると思いますけれど。

一応そういう中で、通常の人が考えたら、ああ、墓地だけなら何とか自分でためて、お父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんの墓地を建てろうということになると思いますけれど、その上に申請手続きで、そのための条件で土地家屋調査等の図面を添えてやるいうたら20万、30万、すぐ掛かります。そんな余分な金が果たして必要なのかと。現実に墓地のできてるところを見て、正式に出されてる所と、そうでないところもあるんじゃないかと、私は感じますけれど。結果、墓地問題についてそのことを取り締まるというか、県が把握してやかましく言うということもないように感じます。

で、墓地がある一定基準でできたら問題ないと思うわけですけど、その一定基準へいくまでの、今言うふうな金額とか、時間とか、細かい制約があります。

中でも、私を感じるには、墓地を建てる位置から100メートル以内に人家があれば、人家の許可を取りなさいと。同意書をもらいなさいという条件があります。この条件をクリアするということが大変なわけで、まあ町にもよる、密集地にもよりますけれど、墓地が昔からある所に後から家が建って密集地になってくる場合もあるし、それから都会であれば、もう街の真ん中に建てざるを得んというような状況があっ

てこういう制約事項があるんじゃないだろうかと思いますがけれど、個人の墓地、自分の家族が亡くなった寂しいときに、周りの人に、私の墓地をどこそこに建てますので皆さまの同意をお願いしますと。こういうような考え方がね、私には面白くないし、墓地を嫌がる人は当然あります。昔ながらの感覚で、怖いもんじゃとかというような感覚、恐れを思う感覚があるかも知れませんが、第三者に同意をもらって、同意がもらえない場合はどうなるのか。100メートル以内の人家の方々に同意がもらえない。こういう場合は、果たしてどうなるかなという感じが致します。それで、同意が得れない理由を添えなさいと。理由が良ければ通しますというような感覚ですが。大体、個人が自分の決めた場所に墓碑を建てるときに、ほかの人に、第三者に許可をもらったり、それからここに私の墓地を建てますというようなことは、ある意味では個人情報のことをあからさまにしているのではないかと。

それから、100メートル以内の方も、同意をもらいに行ったら、何で私が同意せないかんがというような人もおるがです。そうしたときに、早くもこの墓地の申請に問題が出てくるということがありますので。ここらあたりのことを県にもですね、私も何回か訴えたこともありますけれど、まあ法は法ですのでという考え方で、冷やかに答えてくれます。

こういう観点のどこを、黒潮町は地域に根ざした町でありますので、個人の悩み、個人の心配事をスムーズに取り除いてやろうという形で考えを正していかないかんと思いますが、これからの個人墓地の在り方について県と協議をして、県にこういうことはおかしいろうと。もっと簡素化しなさいよというような状況へを持っていく気はないですか。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えをします。

議員おっしゃられるように申請の段階で、先ほどの実測でもそうですが、相当な費用も掛かりますし専門的な知識も要ると。また、近隣の同意の部分がかかなりハードルの高い事務だというのは認識しております。

で、あくまでも許可権者は県ですが、意見書を付す段階で、そういった個別に事情も違うこともあろうかと思しますので、意見書を付す段階で一定ご相談等もいただければ、微力ではありますがそういった県の方に意見書を付する段階で申し立てというか、ということも可能なケースはございますので、一律とはいきませんが、個別そういったものがありましたらご相談をいただければと思っております。

ただ、県としましては、やはりトラブル防止というのが一番のことでこういった法律になっていると思いますので一律というのは難しいかもしれませんが、個別でそういったお困り事があれば、町としてできる限りそういったお手伝いというか支援というか、そういったことはさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それから、この2番の質問にもありますけれど届出制、こういう方向性について考えることはないですかね。届け出だけでよろしいと。

で、届け出の際には、構造とか面積とか簡易な図面で、とかいう条件を。もちろん、今の法律でも 33 平米以内という面積要件もあります。ただ、細か過ぎる。すごい細か過ぎるがです。

で、もうちょっと墓地について各家庭の悩みを考えると、せめて早く墓地を建てて先祖を敬いたいというようなどこまで持っていけるように簡素化せないかんとしますので、その届出制の件をどこか頭の隅に置いてですね、ぜひ県との協議の折々には、そろそろ変更していくべきじゃないろうかと。

昭和の 23 年ごろからできた墓地埋葬法でございます。かなり古いものです。時々改正もされておりますけれど、もうそろそろこのきれいな墓地、納骨堂、石碑ができる。それから業者も、大体この大きさと造れるというところまでいっております。世の中には墓地公園というものまでありまして、アメリカのアーリントン墓地とか何とかいうことでもありますけれど、観光地になる程度のきれいな、完備された墓地があるわけです。日本もあちこちにきれいなところがありますけれど。

ぜひですね、この墓地に関する考え方を明るい方向へ持っていきこうと、簡潔にしようということを考えていただきたいので、届出制についてももう一度考えていく気持ちがあるかどうか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えをします。

届出制の件ですが、許可権者はあくまでも県ですので、町の方が届出制にするという判断は、現状できかねます。

ただ、手続き等やっぱり煩雑なことは承知しておりますので、そういう機会があれば県の方にもそういったご要望もあることもお伝えしつつ、簡素化できる部分はあるものについては要望をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

3 番にいきます。

地方分権のことを考えると、県の許可を町の権限に移譲できないかという質問でございます。

これは、高知県下でも、10 条の関係の手続き等で町村に下してるところが 2 件ありましたね。津野町と、まあ 2 件あるがです。

それで、町長にお聞きしますけれど、この県のこの墓地の許可権の一部を町村長が持ったら私はええと思うがですけれど。

今言う県の施行規則なんか見てみますと、条例とかを見てみますと、津野町ともう 1 カ所がこういう条件があってやりよう所があります。黒潮町もぜひ譲れるところは譲っていただいて、町村の地域性、それから慣習性、そういうものに合った墓地行政ができるようにしていただければなと思うがです。

町長、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

山崎議員の一般質問にお答えします。

町への権限移譲の件でございますが、第2次一括法というものがございまして権限移譲等がされておりました、墓地埋葬に関する部分については中核市までであったものが、現在は市までになっております。

ただ、議員おっしゃったように一部の、県内では2つの町については、町に委譲されております。

当町の現状から申しますと、墓地行政に関する人間的なものも考える必要がございまして、当町としては現状、移譲を受けられる人員体制等にはなっていないのが現実がございまして、現段階では即移譲を受けられる状態ではないんじゃないかと、そういうふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

状況の変化をもたらすためには時間も要するし、知恵を考える時間も必要ですし、それから県との関係も構築していく必要があると思いますので難しいかも分かりませんが、やはり墓地に対する考え方を町村、それから連携して地方公共団体が同等に県の権限を、やかまし過ぎるのもうちよっと柔らかくしていこうよという考えになっていただきたいと思います。

町長、私の質問分かれば、町長のこの墓地行政に対するこれからの考え方があれば教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

墓地の状況、将来にわたる墓地の整備の在り方、それぞれ地域性があるとおっしゃられるのはそのとおりでございますけれど、また、地域性があるのは黒潮町だけでなく、それぞれの市町村でもそれぞれの地域性あって、やはり問題点、課題となっているのはそう違わないのではないかと考えております。特に同じレベルの市町村であれば、同じような課題があろうかと思っております。

現在のところ、当町の中で、議員おっしゃられるように権限委譲のことになりますとやはり職員体制の整備から考えなければならぬので、少しハードルが高いと思っております。

それで、またこの件について機会があれば、機会を通じてですね、近隣市町村の首長ともまた意見交換をしながら、今後、町の在り方を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

今後とも、この墓地行政を軽く見ないでですね、やはり町民が利用しやすいような体系にしていけないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、次に移ります。個人情報についてでございますが。

我々の町も高齢化が進み、時の変化とともに、住民の居場所も家族の構成が変化していきます。一方で、地域社会の交流や連携の中心は互いの連絡網だと考えます。

最近、隣に住む人も、地域の人や家族の名前も住所も分からない状態になりつつあります。

日常生活の中でのいろんな手続きの場合で、どうしても個人と連絡を取る必要が出てきた場合などは、

個人情報に頼らなければならないと思いますが。例えば、情報公開の委員会の中で可能な条件を決めていただくことはできないのか。使用目的や適切な理由があれば許可できるということになるのかならないのか、どうかお聞き致します。

まず、第1点ですが、判断を管理するこの情報公開の委員会はあるのか。どんな条件や理由があれば個人情報を知ることができるのですか、という質問です。

まず、お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山崎議員の、個人情報についての判断を管理する委員会と個人情報を知るための条件についてのご質問にお答えします。

個人情報の取り扱いにつきましては、黒潮町個人情報保護条例や黒潮町情報公開条例の規定に基づき、情報が管理されているものです。

その目的として、町が保有する個人情報の適正な取り扱いを管理することにより、個人情報の開示、訂正など、請求する権利を明らかにするとともに、町民の基本的な人権の擁護を図り、公正で民主的な町政の実現を図ることとなっております。

また、町の情報公開条例第16条では、情報公開・個人情報保護審査会を置くこととなっており、黒潮町でも当審査会を設置しております。この審査会では、情報公開および個人情報の開示、訂正等、請求者からの苦情の申し出について審議し、答申するほか、情報公開・個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議をすることができるものとなっております。

次に、個人情報を知るための条件ですが、これは、実施機関である町が保有する個人情報を、住民などからの請求により開示するという解釈の基に回答させていただきます。

まず、町の個人情報保護条例では、第17条において、氏名、生年月日など、個人を識別することができるものなどの情報の開示を規制しており、情報公開条例でも、第9条第1項に同様の規定があるなど、町としましては基本的に個人情報を開示しないことが定められております。

個人情報保護条例第17条では、請求者に対して開示できない7項目が規定されており、個人の権利や利益を害することがないようにすることや、町民の間に混乱が生じる場合や、町が行う事業等の実施に著しい支障が生じる場合など、開示を否定する条件などが定められております。

また、同条例の第10条第2項には、外部提供できる8つの規定があり、その主なものとして、本人の同意があるとき、町民の生命、保健、身体または財産に対する危険を避けるため緊急、かつやむを得ないと認められるとき、最後に、実施機関が審査機関の意見を聞いて、公益上必要、その他相当の理由があると認められるときなどの場合は、提供ができるものとなっております。

このように、開示や外部提供における規定はありますが、それぞれの公開請求に対し、その目的がこれらの条例の細かく定められている規定に抵触しないかの審査をもって決定することとなります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

今、答えがありましたけれど。

総務課長あれですか、端的に言うて、隣の人が分からん、知りたいと。連絡を取りたいというようなときに、教えてくれることができるがですか、できないがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答え致します。

隣の人というものを、町がもしその情報を保有しているっていうことであればですね、その情報については、その隣の人を知りたいということだけで開示するということには、どうもならないと思います。

その理由、その目的、それらを持って、一応申請していただくということにはなりますが、それぞれの事例。今、例外規定もございましたが、それが緊急やむを得ない状況とか、命にかかわる状況とか、まして個人の、もう出してもいいよという同意があることとか、そういうような条件を持っていた場合には、開示はできるようにはなるということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

個人情報の必要性、町の方が個人情報、戸籍にしても税にしてもそれぞれ持っておりまして、ほんで、本人確認についてはこうできるようにはなってますよね。

ただ、最近のこの世の中の動きから見たら、子どもがよそにおるとか、家族がもういなくなったとか、親戚もいなくなったとか。じゃあ誰に連絡すれば、この隣の土地との関係とか、近所で困ってることの土地なんかについて調べれるらかねというときに、町へ行って申請書を書いて、どういう条件であれば、ああそうですね、本人に確認して、なおかつ連絡しますというようなことになるのか。

大体、この文を読んでも、個人情報というのは本人が自分のことを知りたいためにあるように、私は捉えるがですよ。本人が、自分のことを役場に対して、どんなとこへ使われようぞというよなときに、これを開示せよというようなことになってるようになります。

ただ、第三者が誰でも、いつでも、とにかく役場へ来てくださいと。理由と条件さえあれば隣の人の名前も連絡先も教えますよ、ということになるのかどうか聞きたいがですよ。で、それさえ整えば気楽に、じゃあ役場へ行ったら、理由と条件を言えば分かりますね、ということになればありがたいなと思うわけで。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

とにかく要は、この個人情報保護条例ということに関しては、知りたい人というのは当然権利としてありますけれども、とにかく情報を開示することによって、その個人が知られた場合に、その人に不利益を与えるとか損害を与える。または、その知る人に無闇に利益を与えるとか。それぞれ、その状況によって判断せないかんところもありますけれども、要は、その知られる方の立場の権利を守る、ということが主体になっております。

だから、どうしてもその権利を侵害する恐れがあるとなればですね、なかなか町としてはその情報を開示することはできない。だから、案外役場に行けば気軽に個人情報を出せるということについては、この条例の趣旨からしても非常に難しい。そのように考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

当然ですね、個人情報保護法というのができれば個人を守ろうというのが条件です。

その場合に、ほんで個人がですね、役場が受け取ったその申請を個人本人に連絡取って、本人が、ああいいですよということであれば、出せるがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

あらかじめですね、その個人情報を開示してもいいという同意を取っていればながですけど。

例えば、町がですね、その個人情報に答えるために同意を取るというものは、やっぱりある面、その個人情報を知る人の条件、その目的、それらを知った上です、どうしてもそれが必要であれば、いわば、役場機関はその個人情報を開示するために、その個人からそれぞれ受けた時点でその同意を取るというのではなくてですね、基本、その同意をあらかじめ取っている場合には開示はしますけれども、同意を取って教えてくれということに対しては、ちょっと事務的にも難しいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私はその個人情報が分からないから、本人に同意が取れないから、こうこうこういう理由の目的で町に申請して、町が委員会にかけて、ああ、そういう条件であれば良からうというような場合には町の、その個人の、相手側の了解を取って、じゃあ了解取れましたので教えますよ、というような運びにならないのかということを知りたいがでして。

あらかじめ同意が取れるような条件であればというのがやったら、町が情報を持つときに、あなたの情報は将来ある条件によっては開示しても構いませんかというようなところをですね、あらかじめ役場の方で了解を取っておけばできるがじゃないらうかと、私は思います。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

事例の一つとして、住民異動届を出して、町に転出してこられる方など多くおります。その方においてはですね、住民課の窓口の方で受け付ける際に、この情報を区長に提示していいかということでの署名をいただいております。

そのように、その署名についても強制ではありませんが、仮にそこで同意をいただけた場合にはですね、もうあらかじめその方なんかはその提供をしていいという承諾の下に、各地域の中に情報を提示するという事例はございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

課長がもうちょっとあっさり言うてくれたら分かりやすいけど、何か、まあいろんな制約があるために言いづらいところがあるがかも分かりませんが。

ということで、一番の問題は、個人情報を知ることができるという可能性はあるがですかね。どうぞ。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

お答えします。

個人情報を知る可能性としては、当然あります。

以上。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

そしたら、2 番に移りますけれど。

町のかかわる団体等が組織関係者の連絡先等を知りたい場合などはどうか、ということでございます。

これは先ほど課長言われましたけれど、区長さんなんかにはというようなことがありましたけれど、それぞれの町内におられる組織、町と関係するような組織なんかで、言うなれば墓地の組合とかいろいろあるわけですけど。先ほどの墓地の絡みも出てきますけれど、高齢化になっていくと後を取る人が分からない。どこに住まわれているかも分からないというような状況もあります。

それから町の、本来、亡くなられたらこういう手続きを取ってくださいよと。そして、役場に連絡先を教えてもらっておれば利用できますので、というようなことがあればいいわけですけど、本人の住所移転も分からんような状況も出てきます。

ただ、我々がこの自治体の中で、関係団体等が組織を維持するために連絡を取りたいというようなことが多々あると思います。そういうときに、どの程度まで町が連絡を取れるか、出せるか。教えてあげることができるか。今言う、個人情報というものは開示することがかなり難しいという状況もあります。でも、連絡取れることによって、組織がスムーズに運営できることもあります。例えば役場なんかでも、住宅の関係なんかでもですね、先ほどの古い取り壊しの段階でも、個人が確定できにくいというような状況のときにはどうされてるか分かりませんが、できるだけ町内に持つておる条件、それから戸籍、それから知人、そういうものを頼って探していくわけですけど。

分かっている条件が役場であればスムーズに出した方がええと思いますが、いかがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山崎議員の、個人情報について、町にかかわる団体等が組織関係者の連絡先等を知りたい場合などはどうかという質問にお答え致します。

町のかかわる団体等で、仮に、町が当該組織の名簿や連絡先などの個人情報を保有していたとしても、それは個人情報の保護の観点において、町から開示することはできないものと考えます。

町のかかわりの有無や、組織、団体等の内容に限らず、個人情報保護条例や公開条例の規定に基づいて同一の取り扱いを行うものであるため、町からは開示はできない項目となっているものでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

この公文書の開示と個人情報の開示、この違いがあるわけですけど。

どう言いますかね、今さっき区長さんなんか、地元のその地域の方の連絡先を知りたいと。子どもさんはどこにおるんじやろうかと。親はまいっちょうというようなときに、どのように教えてあげますか。役場へ問い合わせがあったときに。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

区長さんへの情報について、コミュニティーの維持とか、前の個人情報審査会において一部開示している部分もございますが、その個別のいわゆる案件、突発的な案件。それらについては、やはりこの条例等に基づいて、一定のその状況を判断せなあいかなと思います。

それぞれの情報に基づいて、それぞれ判断して決めなければいけないので、一概に、全部聞いて開示するというにはなりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

当然、条件を判断せないかん。行政の方は当然ですよ。

当然ですが、区長さんから言うてきたときに、それはいきません、これはいきません、というような状況なのか。大体、区長が区長場を取り仕切ってやっていくときに、あうんの呼吸ができるまでにはなかなか大変じゃと思います。で、役場とですね、これは構いませんというようなところは、その都度そしたらやってくれるわけですか。

昔はですね、住民の異動については、何十年も前ですけど役場の方から異動表を区長場に回していたという経験があります。これはですね、スムーズなやっぱり地方行政の一環じゃろうと思いますけれど、今はこの個人情報保護法で保護されるようになってなかなか厳しくなっておりますが。私はその自分たちの町の交流、安心安全な交流がスムーズに図れるというのは、やはり役場の配慮じゃと思います。役場がどういう、これぐらいの条件であれば区長さんにも連絡取り合おうね、というようなことを考えていかないかんと思います。

前向きに考えるか、やらない方向で考えるかによって随分世の中違ってきますので、できるだけ前向きに、町民のためになることであれば前向きにやっということにはならないがですかね。考え方が、どちら向いてやっているのかがちょっと分からないところがあるのですが。

どうですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

住民異動の際、過去、山崎議員が言われましたとおり、いろんな情報について異動があったことは、過去は区長さんに伝えていたっていうのは実例であったようです。

現状、やっぱり個人情報の保護ということの厳格化がされた所もあります。

先ほど、私答弁でも答えたように、住民異動届の際に一応承諾を取っております。これも、言うたように強制ではありません。その中で、開示してもいいということになればですね、その情報は開示するようなことで、今までできていた部分は一部になってしまいます。少なくなってしまうのですが。

どうしてもその中で開示はしたくないというのであれば、強制ではないですし、その個人のその意思というものを尊重するというのもあって、各地区の区長さんには、異動したにもかかわらず、うちの方からは連絡できない、提示できない状況となっているのが現状です。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私は総務課長の答弁がですね、分かりにくい。ええことは言いようがですけど、間違いのないと思いませんけれど、分かりにくい。

要するに、区長だったらですね、区長とか区長さん方の意見がまとまって、こういう条件の場合はやりましょうねということになるのかならないのか。

それから、各種関連団体が、その団体がスムーズに動けるようになったら、町もそこでストップせんことができるわけですね。スムーズに連絡網が取れりゃあ。そういうような条件を前向きに判断できるように、ぜひお願いしたいのですが。

3 番へ移ります。

個人情報の開示できるような条件づくりはできないかということでございます。

この個人情報を、いかに町のために使うか。前向きな判断ができるか。法律で足りないところは何か。じゃあ、法律を改正するような動きにしましょうとかいうとこまで考えていかないと、法律はずっとそのままありますので。我々が頭をどんなに悩ましても間違いは間違いで捉えられてしまいますし、融通の利くような考え方ができて、このことはやって良かったねという開示の方法ができるかどうか。

条件づくりについて、お伺いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山崎議員の、個人情報の開示できるような条件づくりについてのご質問にお答えします。

議員の今回の質問で提示されたとおり、地域社会における交流や連携の中での連絡網について、当該地域に住む人の情報の把握ということは、地域コミュニティーの維持および活動において重要なことであると考えております。

個人情報が開示できる条件づくりとしては、例外規定として定められている個人情報審査会の意見を聞いて、公益上必要、その他相当の理由があると認めるときなどは、外部提供することも可能となる場合があります。

過去にも、当該審議会で審議し答申された事項で、敬老会行事の該当者や厄祝い該当者、成人式該当者などは、各区長に提供できるようになっております。

このように、条件づくりとしての方法はありますが、先の質問にも回答させていただきましたが、提供することで個人の権利、利益を害する恐れがないように、また、町民の基本的な人権の擁護と、公正で民主的な町政の実現を図るということ。その使用目的の内容を明らかにした上で、提供するに伴う影響についても、慎重かつ厳格に判断する必要があるもので、安易に条件を定めるということではできません。

地域の連絡網というのは、地域の中で信頼の下に築き上げることが理想だとは思われますが、現状では厳しい面があることは理解しております。地域コミュニティーの重要性や、自主的な地域活動への参加等について防災活動なども利用し、さまざまな面からも啓発を続けるとともに、地域の連携や交流が図れるような体制づくりについて、個人情報保護の範囲内で可能な限り働き掛けを行っていききたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

答弁の方が、可能な限りということで頑張っていきたいというようなお話でありました。

ぜひですね、私自身も法律の中で生きてる人間ですので、法律を曲げてまでこうしようというような考えは絶対ありませんので。

ただ、許容範囲とか、それから緩やかな判断能力。こういうことが大事であろうと思いますので、頑なに法律を守るだけの施策にならないように。ぜひ、町民あつての法律でありますので、国民あつての法律でありますので、何が足りないのかというのが改正。その都度その都度、歴史の中で改正されておりますが、我々はその条文の下の末端の末端の運用をどのようにしていくかということがありますので、できるだけ寛大な考え方を進めていただきたいと思います。

3 番に移ります。固定資産税についてでございます。

我々の生活の根幹にある固定資産台帳の管理について、お聞きします。

固定資産税は他の税金にも影響があるので、十分な確認と信頼が必要です。最近では町民にいろいろな面で納税の負担が掛かっておりますので、課税の根幹はしっかりと説明できるようにしておくべきであります。

管理と運用について、どのような方針で処理されているかをお聞きします。

まず、第 1 点ですが、固定資産課税台帳は適切に管理されているか。保存年数は何年ですか。

これはですね、過去の我々に課税された固定資産の台帳がどのように管理されているか。安心して見ていただけるものかどうかをご確認します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは山崎議員の一般質問、固定資産課税台帳についてお答えをします。

固定資産課税台帳につきましては、平成 25 年度までは紙の台帳で整理、保存しておりましたが、平成 26 年度からは電子データで保存、管理をしております。

また、保存期間につきましては、法的な規定はございませんが、地方税法第 18 条において、固定資産税の徴収権の消滅時効が 5 年間であることなどを考慮しまして最低でも 5 年以上は保管する必要があると考えておりまして、黒潮町行政文書管理規定において 10 年の保存となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私は固定資産税の保全、この台帳は永久かと思うちょっとがですよ。

10 年という条件はどういうところから出てるかは分かりませんが、課税の間違いや、そういうような状況が出てきたときに、さかのぼって調べてくれというようなときに、果たして 10 年でいいのかどうかという疑問もありますけれど、まあ今言う 10 年ということですので、そこはお聞きしております。

それから、固定資産税の課税台帳には、単なる評価基準とか番地とかということだけでなく、何かその時々状況変化とか、個人との意見交換があったとかというようなことはメモられたものがあるのかどうかということも聞きたいわけですが、まあ今言う 10 年ということですので。

それから、適切に管理はされてるがですね。適切な管理もされて、10 年は保存してるということでございます。分かりました。

2 番ですが、納税者と課税対象の確認は例年されているか。

これは、毎年のことですが固定資産の税の通知が来るわけですが、その時点で疑問のある方は町へ行ってくださいというような文言が、見えにくいけれど書かれております。

そういうことで、個人が、うちの固定資産間違うちょうというようなことが出てくるかと思っておりますけれど、そこらの納税者と課税対象の確認。これは例年間違はなく、どのような格好でチェックされているのか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは山崎議員の一般質問、カッコ 2、納税者と課税対象の確認についてお答え致します。

納税者と課税対象の確認につきましては、例年行っております。

所有権移転などの権利移動があった場合には、法務局から登記済み通知がありますので、確認を行いまして、必要に応じて移動の処理を行っております。

また、窓口業務等において、死亡届などが出された際には、土地、家屋等の資産について確認をさせていただきまして、必要に応じて相続人代表届の提出をいただくとともに、速やかに相続登記をしていただくようお知らせをしております。

また、納税者側の確認としましては、議員おっしゃったように地方税法第 416 条の規定によりまして、4 月 1 日から当該年度の最初の納期限までの間、課税内容の確認、また、隣接の土地との比較ができるよう

に縦覧期間というものを定めておまして、こちらで確認をいただいております。

その他、固定資産税の納付書に添付している課税明細書に土地や家屋等の情報を載せておまして、ご自身で内容についてご確認をいただけるようになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それで、町に対して異議の申し立て、これは大体年間どれぐらいあるものですか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えをします。

異議の申し立てについてですが、正確な数字はちょっと把握をできておりませんが、全くないというわけではございませんで、この縦覧期間中等に申しただくケースも何件かはございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

我々の大事な税の根源でありますので、適切な対応、それから親切な対応、これが大切であると思いません。

納税負担についても、かなり個人には掛かってきておりますので、この固定資産がほかの課税の原点にもなっている税がありますので、適切な対応をお願いしたいと思います。

それでは、3 番でございます。

異動や変更があった場合の確認は適切か。変更理由などの記載の有無はということでございます。

これはですね、これも先ほどの個人情報もちょうと絡んでくるかも分かりませんが、例えば昔、親同士で売買契約をされたと。それから、お金も支払われたと。ただ、登記ができにくい状況があったというようなときに、固定資産税の納税管理者というか納税対象者というか、そういう者に、その登記なしでやられたケースがあるように聞きます。そうした場合に、その納税者、売買の相手側が今度逆に、相手側の方が亡くなって、納税者に入っていない相手が登記できなかった。亡くなって、その方が亡くなったので相続したと。相続したら第三者が、第三者というか親戚の方が相続ということになります。こんな場合に、その納税者の権利と、それから相続人の権利との兼ね合いで、どちらがどうじゃというような問題が、トラブルが発生しかねません。なので、その当時の大事なことは登記もしないで納税者に構えたというような条件のときは、どのような方法で明記されているのか。

これはですね、占有権の問題が出てきますので、よっぽど役場も証明できるようにしておかないと、大変なときにトラブルが出てくる可能性があります。

で、そういう状況に置かれるように、納税管理者というか、これは何言うかね、納税代理者。正式にはどういう言葉になってるかな、納税管理者ですか。納税代理人、管理人。こういうことでその納税義務者を決めて、本来の登記の持ってる者と、プラスアルファで未登記ですが税を払いますというような状況の人ですね。そこらの明快な申請の仕方はあるがですかね。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

山崎議員の一般質問、カッコ3、異動や変更があった場合につきましてですが。

先ほど答弁させていただきました登記済み通知書において、基本的には反映をします。

それ以外に、地目変更等の申し出等があった場合におきましても、例えば先ほどの縦覧期間中とかに申し出をいただいた場合は、現地確認等を行いまして、必要に応じて変更事項等の入力をシステムにしております。

基本的には登記主義ということもございまして、法務局からの登記済み通知に基づいた異動処理等を行っております。

例外としまして、先ほどの地目変更等の申し出等についても、現地確認をして対応をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

すいません、住民課長に前後しましたような質問をしましたので、申し訳ありません。

その課税の地目の確認なんかとか現況の確認はですね、毎年1月1日現在でされてると思いますけれど、できるだけ数多い件数を何人かの職員でやりますので大変難しいところがあるかも分かりませんが、ぜひですね、普段から地目の変更とか家屋のあるなしとかいうようなことは目を光らせて、適切な処理、異議のないようお願いしたいと思います。

もう一度。適切にやりようかどうか、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えします。

担当部署としまして、地目変更等については現地確認をさせていただくと同時に、定期的なパトロール等も実施しておりまして、漏れがないようにということに努めて議論を進めております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

あと2問ですので。

前後しましたけれど、4番の、課税対象者と納税管理者の違う場合。

私、要らんことを言いまして、今言う登記のできないような状況で税を払うというような方がおられます。で、そういう場合に、役場の申請については納税代理人という言葉になるがですかね。納税代理人という、他町村におる方の管理を私がやりますと。税は私が払いますというようなことで、含まれた感じでやられてると思いますが。登記のできない土地も。

そういう場合の、納税管理者の、代理人の申請、これはどのようにされていますか。ほんで、そこへ明

快に、こうこう理由でこうでした、というのが分かればありがたいと思うのですが。

そんなものはあるのかないのか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

山崎議員の一般質問、課税対象者と納税管理者が違う場合はあるのか、についてお答えを致します。

固定資産の課税対象者としましては、原則として、賦課期日である毎年1月1日現在の登記簿上の登記名義人の方です。このため、例えば1月2日以降に固定資産等を購入し、所有者が変わったとしても、課税自体は旧所有者、1月1日時点の所有者である方に納付書をお送りすることになります。

また、その所有者が既に亡くなっている場合などについては、黒潮町税条例の規定に基づきまして、現に所有している方が納税義務者となります。

ただし、納税義務者となる方が県外などに居住している場合や、未成年等の理由で納税管理人を定めている場合には、納税義務者と登記名義人が異なる場合もございます。

登記簿上の名義人と納税者が違うケースのほとんどは、この相続登記がされていない場合です。

相続登記が完了していない場合につきましては、相続人代表届をご提出いただきまして納税義務者を決定しております。この相続人代表として提出をされた方は、相続人の一人ではございますが、必ず登記名義人となるものではございませんし、所有権が担保されるものでもございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

最後の質問に入ります。

まあ全てが関連したような状況にありますけれど、5番目は、納税は時効取得の要件になるのかということでございます。

これは、先ほど来から私が質問の中でやってるように、納税者と実際の相続人というか権利者、登記権利者といいますか。そういう者との違いがある場合に、気が付かないで何十年か置かれておったと。で、死亡されて初めて、一人の方が死亡されて相続したときに、私が相続したときに税金は別の第三者が払いよりもすということになったときにですね、やっぱり相続人もそういう状況を知らない。過去の状況を知らない。まあ例えば、30年昔に売買があって、何らかの条件で登記をされなかったと。しかし、納税者にはもう第三者に移っちゃうというような状況が出てくると思いますので。

そんなときに、この納税をされた方が、まあ時効取得が10年なのか20年なのか、ケースによると思いますけれど。今言う納税の保管年数、これとも絡みが出てきますけれど、10年取得でええ場合と20年取得の場合がありますので、そこらの要件はどうなのか。

で、今言うトラブルになったときに、いや、税金を払っておりますので、10年払っておりますので私のもんですよと。私が直に、毎年ここで畑をこしらえて、誰も文句を言う人がなかったし、私が税金を払いよりもすというようなときに、納税が時効取得になるのか、というところをお聞きします。

何か法律相談みたいになってきましたけど、まあ最後です。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

山崎議員の一般質問、納税が時効取得の要件になるのか、についてお答えを致します。

まず、時効取得についてご説明を致します。

時効取得とは、土地や建物などについて、所有の意思を持って平穩かつ公然と他人の物を一定期間占有した場合、時効で取得ができる制度です。こちらは民法 162 条に規定をされておりまして、20 年間、所有の意思を持って、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

また、10 年間、所有の意思を持って、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始のときに善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する、とされておりまして。

こちらが、議員ご質問にあった 20 年と 10 年の部分になります。

いずれの場合におきましても、所有の意思を持って、平穩に、かつ公然と、という点が共通をしております。ここで言う所有の意思というものは、自分のものであるという意思を持っているということになります。

また、平穩に、かつ、公然とは、暴力的に占有を奪ったりせず、かつ、隠匿したりしていないことを意味しております。

この 2 点の要件を備えた上で、20 年間の占有、また占有開始時に、善意、無過失であれば 20 年ではなく 10 年間の占有で、所有権を取得することができます。

議員ご質問の、納税が時効要件の取得となるかにつきましては、法務局等にも確認をしましたが、納税の有無が直接の取得要件とはなりません。

先ほどご説明致しましたとおり、所有の意思があったかどうか、平穩に、かつ、公然と占有していたかが、時効取得の要件となります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

課長がよく調べていただいておりますので、ありがたいと思います。

そこでひとつですね、役場が間に入って、その納税管理者に決めた所有権がないのに納税ということの状況をですね、何らか残す方法はあるのか。今までそういうことがあるのかどうか、ないのか。そこをちょっとお聞きしたいのですが。

例えば、今言う納税代理人とか管理者とかを決めるときに、申請書の中で、どういう理由であなたは税を払うようになったかという程度は確認しておかないと、みんな高齢になっていって、認知にもかかって分からなくなる、証明ができなくなると。お互いが話し合いができなくなるようなトラブルができますので、ぜひですね、今までにもあったのかどうか。もし、これからそうしていくのかどうか。

そこらあたりをお聞かせください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えをします。

相続代表ですとか、そういった届け出をしていただく際には、現段階では、可能な限り理由とか事情というのも、可能な限りは入力をするようには努めております。

ただ、以前のものになると届け出の保管はありますが、詳しい理由までというのはない場合もございますが、先ほど議員おっしゃられたように、そういったトラブル防止のためにも必要で、可能な限りですがそういった届け出を受理して変更異動ををかける際には、情報としてなるべく入力等をしていきたいとは思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

1 点だけ、ちょっとご確認しますけれど。

その台帳を 10 年と決めておりますので、もうそれ以前の古いのがは現在、黒潮町にはないですね、ありますか。もう、全部焼却しちょう。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えをします。

紙の台帳につきましてですが、全て残っているわけでもございませぬし、確実に残っていると担保はできないですが、書類によってはまだ処分してないのも現実問題としてはあるんですが、ただ、法的にどうか定期的に 10 年間の保存ということですので、確実にあるということは申し上げられないのが現状です。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

これで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、10 時 55 分まで休憩します。

休 憩 10 時 36 分

再 開 10 時 55 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小永正裕君。

12 番（小永正裕君）

議長から、コロナ肺炎ウイルスの大感染で大変なときだから時間を短縮してやりなさい、というふうなご指導がありました。短くしてやりますんで、よろしくお願いします。

黒潮町の主な一次産業ということで、漁業と農業に分けて聞きたいと思います。

漁業の方ですが、カツオの一本釣り漁の件で佐賀漁港に水揚げ量と流通に関して聞くということで、カッコ 1 です。

平成28年からこれまでの年間水揚げ量とその金額を、年度別に問います。

よろしく。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは小永議員のカッコ1、平成28年からこれまでの年間水揚げ量とその金額を問う、のご質問にお答えします。

佐賀漁港におけるカツオの水揚げ量およびその金額につきましては、平成28年度は310トン、金額で2億1,663万円、平成29年度は365トン、金額にして2億650万円、平成30年度は242トン、8,910万円、令和元年度は211トン、1億578万円、令和2年度は571トン、金額にして2億1,392万円となっております。

特に平成30年度および令和元年度の水揚げ額の減少につきましては、全国的なアニサキスにおける風評被害により魚価そのもの、全般が下がったものでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

令和3年度の途中までは、数字は出てこないということになります。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

令和3年度は、まだ終わってませんので途中の数字となりますので、月別のトン数等々になりますが。

（小永議員から「今までの合計で」との発言あり）

はい。

4月の水揚げ量が、令和3年度4月の水揚げ量につきましては102トン、金額に直しまして1,407万3,321円。5月の水揚げにつきましては255トン、金額につきましては1,567万1,283円。6月につきましては368トン、水揚げにつきましては2,745万3,601円。7月につきましては水揚げ量が320トン、水揚げの金額に対しまして4,856万6,423円となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12番（小永正裕君）

この28年度からの年間の水揚げ量と、今年度4月から7月分までの水揚げ量と比べたら、総量としては今年度の方が多いわけですね。

議長をお願いしたいのですが、私、今のこの質問を書くのにミスしまして。

これ一本釣りとはどうしてもかけ離れることはできない生餌の、佐賀漁港でいけすに入れてそれぞれ利用しておりますけど、それを活餌のことについてこれから心配はないかどうか、というふうなことを追加した文言を入れたいわけですが、構いませんか。

議長（小松孝年君）

はい、追加を許します。

12 番 (小永正裕君)

執行部がよければ。

で、活餌の搬入量ですね、今年度の搬入量。

分かればお願いします。

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休 憩 11 時 02 分

再 開 11 時 03 分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

小永議員の再質問にお答えします。

先ほどの活餌のいわゆる数量につきましては、すいません、手持ちの資料が昨年度、令和2年度の決算資料になります。

活餌の販売合計数の、いわゆる杯数としまして2,841杯、金額に直しまして2,291万3,700円が、先ほどの言われたいわゆる活餌の杯数となります。

ただ、令和3年度につきまして手持ちにちょっと資料がないんですが、令和3年度は非常に佐賀沖で漁場が形成されることによって、かなりの活餌が入ってるというふうには聞き及んでおります。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

そうなんですよね。

詳しい人に教えてもらったんですけど、例年は7、8月ごろまでに大体6回くらい搬入すると。それからちょっと休んで、あと戻りカツオが戻ってくる時期に合わせて、また搬入を始めるようになるということですが、今年度は既に10回分搬入されてるようです。それだけカツオが黒潮牧場に居付いて、漁が非常に多いと。ただ、その分価格は安い。

それに、最近のアニサキスがあったこと、それからこのコロナのパンデミックと相合わさって、それと国民の自粛ムード、これが重なって魚価の低迷ということになってるということになって、非常に複雑な関係の安値になってるわけです。けれども一本釣り漁師にとっては、わいてくるほどカツオが取れる状況であって、それでも市場が休んで、取り行くこともできん、売りさばくこともできんみたいな、そういう気持ちが渦巻いているような状況にあるらしいです。

それは大変なことですねみたいなことを聞いて、私もちょっと調べ始めたんですけども、まだ半年もたっていない今年度に、例年の搬入する生き餌を6杯分を既にかえて10杯分取ってるというふうなことがですね、びっくりしたわけです。それは、漁師の人の気持ちはよく分かるなあと思ったんですよ。

それで、何とかの行政の方も間に入って、何とかええ方法が見つからんかなみたいなことをですね、相談してもらおうことができるかなと思ひまして。私自身も、組合員でもありませんし偉そうなこと言えませ

るので、こういう場を借りて発言するしかないんですけども、何とか、おなじ黒潮町に住む人で、生計に困って、物があるのに取れんというふうなことがあるらしい。そういうことが現実にあるから、何とかできたらと思う気持ちがあって取り上げてみたテーマなんですけど。

で、冷蔵庫もあって、隣に取ってきたやつをしまっておくこともできるというふうな話聞きましたけども。ただ、その日の市が開かれなかったら、次の日になると激減になると。1キロが300円、200円くらいの安いものが、次の日に冷蔵庫のぞくと、またそれから100円、50円に、キロ、下がってしまうというふうなことで、値打ちの方がまたがくがくっと下がるということですね。非常に悩ましい状況が続いてるみたいなんですけど。

何とかしたいという漁師さんの気持ちはよく分かりますけども、僕はまた昨日おととい、びっくりするようなショックなことが見つかりましてですね。これ、高知新聞じゃなかった、別の新聞に出てたんですよ。これはええニュースなんですよ。カツオの一本釣りの生き餌拠点の導入と。これ、2010年の6月の記事なんです。日本経済新聞の。カタクチイワシの生き餌を。

議長、これちょっと引用して読んで構いませんか。新聞の一部なんですけど。

議長（小松孝年君）

はい。

12番（小永正裕君）

生き餌を供給する施設を導入した。カツオの代表的な国内産地でありながら、県内には生き餌の補給拠点がなく、同様の施設を持つ県外の漁港に一本釣り船が流出していた。黒潮町からですね。で、県の助成を受けて、イワシを飼育する設備などを装備した。地元漁港での水揚げ量を増やす生き餌の補給施設は、県漁協佐賀統括支所が佐賀漁港内の一角に設置したと。これは、県と黒潮町との支給で400万円の施設ができたというふうな記事です。これで前年の水揚げ量より2割程度多い増加となって、金額ベースでは約3割伸びたと。非常に効果が表れているという記事です。

ただ、その5年くらい前から、2005年くらいですね。南の海の方で巻き網漁が非常に活発化している影響もあり、黒潮に乗って土佐沖まで回遊してくるカツオの量が激減してきた、という記事も一緒に載ってる。これがあって、5年後に生き餌の施設を設備したというふうなことであります。その効果が非常にあったということなんですよね。

それで、今また先ほど言いましたアニサキスとか、それからマグロとかカツオ、あるいはサンマの乱獲ですね、そういうものとかあって。今はまたパンデミックが重なって魚価が下がっておるということで、非常に複雑な状況になっておるわけです。

漁協の方も何とか元気になって、助けてほしいなと思っておりましたら、ある人から新聞読んでみよいうて言われてですね、遅ればせながら調べてみたら、高知新聞に今年の6月でしたか、高知県漁協の組合長が6月25日か、書面により総大会を開き、2020年度の事業収支が9,550万円の赤字だったとする決算を承認した。赤字は2年連続で、不漁のための市場への水揚げ高は過去最低となり、新型コロナウイルス下で魚価にも低迷した。県漁協は、3期連続の赤字になれば融資が止まる可能性があり漁協存続が危ぶまれるとして、職員の合理化や支所集約などに取り組む考えを示したという記事なんですけど。

これ、私見てなかったですね、漁協がこんなに弱ってるかなと思うのは初めて見て。今、人員も減らされて、某議員さんによると、給料も安いでみたいな話聞いてですね、これ以上下げると辞める人がどんどん出てくるぜみたいな話聞いてびっくりしたんですけどね。

これ、何とか別の方法で、カツオの一本釣りさんを含めて助ける方法がないかなと思うて。もう、ほん

とにびっくりしてしまおうてですね、今、ちょっとまいってるところです。

どうでしょうね。

(議長から「小永君、これは2番になりますかね」との発言あり)

そうですね、2番になります。はい。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは小永議員の、魚は取れているのに市場が休みのため漁に出られないこともあり、漁業者の方から何とか市場を開くことができないものかとの話を聞く。そういったことの働き掛けや調整はできないか、のご質問にお答えします。

高知県漁協佐賀支所との聞き取りの中で、佐賀市場の休日につきましては、関係者間でもさまざまな考え方や見方があることでしたが、基本的には、漁業者の方、仲買さんや流通業者も含めてあらゆる関係者の合意の下に決定しており、休日1日のことについても、非常に重要な問題となってきます。

今回、漁獲等にかかわらず、佐賀市場の休日の変更等については、現状では非常に困難であるとの回答でした。

議員のおっしゃられる意味も十分に理解はできますが、例えば、漁業協同組合の場合には、地元の漁業者より代表の地区委員への相談を行い、また地区委員がそういった意見をまとめ上げて、上部の役員会にて協議を行うなど、各団体におきまして、そういった組織の方法論は確立されていると考えております。

今回の件についての介入につきましては難しいところではございますが、漁業者から声を聞きながら、今後も水産行政を進めていく姿勢に変わりはありませんので、何とぞご理解のほどお願い致します。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12番 (小永正裕君)

実は、今の記事知る前がですね、県漁協の基本方針の1番に、組合員の意見を反映した透明性の高い漁協運営を行うというふうに書かれておまして、こういうことに素直に同調していただいて協力いただけらんじゃないか、というふうに考えておった私が甘かったということなんですけど。

でも、何とかしなければいけないということで、県の方も、この生き餌を長崎県の佐世保の方とか、それから兵庫県の瀬戸内の方から運んでくる生き餌で、非常にそのリスクも高いことがあるということなんです。その船で運んでくるのに数百万円掛かる。それから、着いて、いけすに移して、水温なんかが違うと全滅する恐れもある。それも数百万円の損失になるということで。

佐賀の方でずっとお世話をしてきた方なんか現場で一生懸命やってくれてですね、何とか今まで持ってきたということになっておるわけなんですけども。県の水産関係の専門家の方も、近い所で餌が取れたらええねということで、まあ太平洋はなかなかないらしいですけども。

宿毛の方で、豊後水道の方で漁のテストをやったらしいです。

そして、その結果は聞かれていますか。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

小永議員の再質問にお答え致します。

豊後水道の試験結果等につきましては、すいません、私の方の勉強不足でちょっと聞き得ておりません。以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

私は聞いて、どのくらいの量取れたんですかねいうて聞いたときに、その県の方は、バケツに 300 杯くらいいうて言ったらしいです。ということは、大型船 1 回分というふうな漁らしいです。

これで、いくらこっちの船が小さいといってもそんなに回数は使えないということで、その後がまだ続いてないということなんですよ。継続してテスト漁をやってないということらしいですけど。まあ、遠くから運んでくるのは大量には来んですけども、非常に管理が難しいような話もしてましたし、近いとこで取れば一番ええということになっておったんですけども。

まあ個人で、自分で瀬戸内の方まで買いに行って、乗っけて帰るといこともあるらしいですけど、愛媛の南宇和町にある漁港まで買いに行って、そこはイワシもいるらしいですからそこで乗せて、また漁の火曜日と土曜日が休みなんで、こっちが。その日は、土曜日の休みの日は向こうへまた水揚げするというふうな話で。愛媛の方は、週、休みが 1 日やけども、高知県の方は週休 2 日制になっちゃうと。それで、これだけ取れておるのに行けないのがもどかしいというふうな話を聞いて、ああ、それは大変だなあと思いうて、こういう話を取り上げたんですよ。

前に佐世保の方へ視察に行ったときに佐世保と大村湾ですか、鹿児島。その佐世保で聞いた話で、あんたの方はチリメンジャコ取れるかえいうて聞いたら、取れますよいうて言ったんですけども。チリメンジャコを取って、それで向こうの方はあんまりチリメンジャコを取らないらしいですよ。それで成魚になるまで太らせて、それを取るいう。それで、赤ちゃんのときに取ってしもうたら親になれんわのう、みたいな話を聞いてですね、ああ、そういうことも考えられるかと思うて、まあ素人ながら思ったわけですけども。

自分が知ってる、田野浦漁港なんかありますけど、そこでチリメンジャコいうたら昔はもう年中取れたんですよ。今はもう、暮れにちょこっとしか取れない。ほんの短期間しか。漁も少ない。で、誰か、黙って見ておったら、そのビニール入れて持って帰れいうて言うぐらい、取れておったんですよ。それが、もう全然景色が違ってきました。隣の愛媛の漁港には餌があるらしいですから、そこの方がもっと近いかなとは思いますがね。瀬戸内行くよりかは。ただ、その生き餌にも、ええ生き餌と弱い生き餌があるということで、自分らみたいな素人には全く見分けがつかみませんので何とも言えませんが。

別の漁協に、こんなに高知県でやってる人は、魚種とそれから漁期をずらして行ってるところがあるというふうなことを聞きまして、それなら心配も要らんねみたいな話したことがあったんですけどね。そういうふうな、提案みたいなこともできるんでしょうか。まあちょっと、時期もずらすいうたら大変かなとも思いますけども。

どうでしょうね、魚種とか期間を変更することは。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは小永議員の再質問にお答えします。

魚種とか漁期を変えての年間の操業をどうするかについてお答えします。

特に入野漁港の若い漁師の方なんかは、年間を通じてさまざまな漁法でそういった生計を立てているという状況は聞き及んでおります。

そういった形で、適切かどうか分かりませんがそういったハイブリット、いわゆるそういう複合的な形で漁業を行っていくということもどんどん進めていくことではあるかとは思いますが、やはりどの漁師さんも、それぞれやはりその基本となる漁法もあろうかと思しますので、役場としては、そういった各漁法、魚種等々についてそれぞれを応援していくというか、守っていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

私が聞いたのは、ある組合の人たちは、暮れとか正月に漁に行くそうです。まあ、黒潮町の漁師さん、皆上がってきますわね。カツオ漁が終わって、やめて帰ってきますけど。その 12 月、1 月に漁に行くと、トンボいうんですかね、ビンナガいうマグロの一種。これとか、ほかのものを狙って 12 月と 1 月に行くとか魚価が 10 倍とか 10 倍以上になるというふうなことで、おなじ量取っても全然違う収入になるらしいです。まあそれは、期間はそんな長くはないでしょうけど。漁師さんも大変かも分かりません。道具も違うかも分かりませんし。私も素人ですからよく分かりませんが、そんな話を聞いたら、ちょっとでもそっちの方へいけたらなというふうなことを思います。

それと、若い方が 2、3 年前から入られて、その人も一生懸命やってますよみたいな話聞いたことがあったんですよ。県の方の方のアドバイスを得てやってるみたいですけど。そういう人たちが、後継者がなくならないようにですね、大先輩の今亡くなった方が船頭さんやってましていろんな話を教えてくれたんですけど、昔は、カツオ船で遭難して亡くなった方も結構おられたという話なんですよ。ほんで、よく漁が上がって帰ってきてから、もうしょっちゅう神社さんに行くんですよ。あちこちの神社に、お礼参りと祈願に回ってくるということで。田野浦の観音さんなんかも行ってるんですよ。それから、遠いところは神奈川県にまで行ってます。それが昔亡くなった先輩たちが、その船べりでみんなついてきてくれるということで。そういう人たちの供養と豊漁とを兼ねてですね、毎年ずうっと回っていった印象がすごくあって、旧佐賀町のカツオの伝統文化をずうっとつづけてきた人たちの歴史が分かるわけですね、そういうのを見ると。

こういうのを見ると、若い人が後継いでやる人ができてきたら、ほんとに継続してやる気になれるように、何とかそんなムードができたらええなというふうに思うわけですけど、今の状況ではちょっと難しいなと思っております。まあ一時的にほかの方で稼いで、またパンデミックも過ぎてアニサキスの心配もなくなれば、また元のように戻るんじゃないかとは思いますが、

何とか、いろいろと課長も返答にも困るでしょうけども、何とか考えてやってくれませんかということで、もう一回。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

（マイクのスイッチが切れた状態）

それでは小永議員の再質問にお答えします。

それぞれまとめた話かもしれませんが、活餌の関係を今後どう考えてくるかというところに対してお答えしたいと思います。

カツオ一本釣り漁業には、生餌としてのイワシは欠かせないものであります。水揚げの際、議員おっしゃられるように、併せて活餌の補給が速やかに行えれば、(マイクのスイッチ入る) すぐに次の漁に出るところができ、漁獲の機会を逃さずに済むメリットがあり、特に佐賀漁港としての魅力は十分に上がってくると思います。

黒潮町に多くのカツオ一本釣り漁船があり、今年のように漁場が近隣に形成された際には、こういったメリットを最大限活用しながら操業も可能となりますので、全体としての水揚げはかなり向上するものと思います。

今後も、全体として活餌事業を運営しております活餌供給機能強化対策協議会と十分に連携を取りながら、今後も適切な活餌の供給により水揚げの向上を図り、よっては、そういった新規漁業者の就労にも結び付けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

どうもありがとうございました。頑張ってください。

それでは、農業の方の現在の状況と今後の課題、目標とするものは何か、どんなものかということをお聞きします。

後継者育成について、現況と将来の見込みはどういうものがありますか。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (川村雅志君)

それでは小永議員の、後継者育成についてのご質問にお答えします。

黒潮町の新規就農者の状況は、県の調査では平成 28 年度に 2 名、平成 29 年度に 9 名、平成 30 年度に 9 名、令和元年度に 6 名、令和 2 年度に 12 名となっています。

また、黒潮町農業の基幹である施設園芸については、JA の加入数は、平成 30 年度に 161 名、令和 3 年度に 160 名となっています。

町としても、新規就農者の確保は重要と考えており、創生基本計画アクションプランで年 7 名の新規就農従事者を設けるとして施策を進めているところです。

具体的には、新規就農者の確保と将来の担い手の育成、施設園芸に関する研修の場となることを目的に、黒潮町農業公社を平成 25 年に設立しました。担い手支援事業を活用して、新規就農研修生、研修受け入れ農家の支援を行っています。

併せて、既存農家における施政の親元就農への支援も取り組んでいるところです。

今後も、これらの取り組みを継続して行うことにより、新規農業従事者の確保に努めたいと考えています。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

耕作放棄地についてですけども。

何年か前に、耕作放棄地を現状に戻すということで建設会社さんが受けて、工事を。消防団の人たちの協力を得て、元の畑に戻すというふうなことをやったことがありますけども。

その結果、放棄地は回復できておりますか。

議長 (小松孝年君)

4 番ですね。

農業振興課長。

農業振興課長 (川村雅志君)

小永議員の、耕作放棄地についてのご質問にお答えします。

耕作放棄地とは、以前耕作をしていた土地で、過去 1 年以上作付せず、この数年の間に再び作付する意思のない土地ということになっています。

荒廃農地の発生、解消状況に関する調査によると、耕作放棄地の現状は、令和 2 年度に 37.1 ヘクタールとなっています。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

耕作放棄地を一回、また普通の農地に戻したことになったわけですけども、その後、その農地を利用されてる方が帰ってきましたか。

それとも、まだそのまま放棄地になってるかどうか。確認はされておられませんか。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (川村雅志君)

小永議員の再質問にお答えします。

以前やった耕作放棄地の工事ながですけど、そこは現在、耕作を行っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

高速に掛かるようになってます、全部。その耕作放棄地を回復した所は。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (川村雅志君)

すいません、以前改修したところは、田野浦の方の団地というふうな格好で場所は聞いております。

そこは今、ミカンの栽培を継続してやっているとというふうな格好で認識しています。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

早咲から加持にかけてもやったことがあるんですよ。国のお金が入って、ずうっとやりましたけどね。記録は残ってないがやろうか。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (川村雅志君)

すいません、ちょっと調査不足なもので、早咲地区の方でやったというがはちょっと、私の認識がちょっとしてないもので。

やったところは、田野浦の国営団地というふうな格好で把握しています。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

小永君。

12 番 (小永正裕君)

そしたら、そちらは構いません。

現在耕作している優良農地といわれる農地がありますが、結構広い面積になると思いますが。

町長として、一時産業は農業に関しては農地が一番大事なものやと思いますけども、ほかに用途があったらそこはもう放置して、農地は放棄した方がええというふうなお考えをお持ちですか。

例えば、今の高規格道路のルートが決定したと言われますが、そこが早咲の近くの農地も全部、斜めに突っ切るというふうな状況になってます。まあ山側のルートがあるんですけども、そちら選ばなかった理由がよく分かりませんが、いろいろ聞いても。その農地のど真ん中を斜めに突っ切って、まあ環境も全然変わってきます。それから蜷川の方も、何反か作れるような話も聞いてますけども。

こういう農地いうものは、町長としてはもうそのまま認めると。高規格道路に使うというふうな考えでよろしいですか。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (川村雅志君)

それでは通告書に基づき、小永議員の、現在耕作している優良農地を生かしていく考えはあるかのご質問にお答えします。

耕作条件の良い農地については、施設園芸をはじめ有効活用が図られて、耕作が行われていると推測されます。町としては、そのような優良農地は経営が変わる段階で次世代の新規就農者に引き継ぎ有効活用されるように、農地の流動化を図っていきたいと考えています。

そのため、農業委員会等と連携し、農地の情報交換を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では、課長の答弁に続いて、今、議員の方から町長指名のご質問がございましたので、加えて私の考え方をご説明させていただきたいと思っております。

議員がおっしゃられたのは早咲の農地でございましたけれど、町全体では、高規格道路に係る優良農地 7.7 ヘクタール、早咲だけでなくですね、あると存じております。これは私が町長になる前、議員の方から、かつての議会で 8 回に及ぶ詳しいやりとりの討論がありましたので、私も町長になる時点で、それを詳しく読ませて、勉強させていただきました。

そういう上で、昨年、町長になるに当たって私の公約として最上位に、高規格道路の早期完成というのを私の公約としてさせていただいているところでございます。当然、農地の問題、町の基幹産業、これは第一次産業であって、そしてその中でも農業というのは最も大切な産業であることは、私も重々認識しているつもりでございます。

ただ、この高規格道路、どうして最上位の公約を入れたかという、これはやはり、黒潮町だけでなく幡多地域全体においても、また高知県においても、いろんな課題を解決するために必要であると考えております。そうするときに、その沿線道路、町全体で言うと 7.7 ヘクタール、これがどうしても損失するとか、いわゆる負の問題になってくると。そういうことの中で判断しなければいけないと思っておりますけれど、今、私の考え方としては、その部分については公約どおり、高規格道路の用地として使うような方針で進めさせていただきたいと思っております。

さまざまな課題、承知しておりますけれど、その打開策としては関係者とできるだけ丁寧な相談をさせていただきながら、何か打開策、いい方法はないかにつきましては、それぞれの関係者の方と丁寧なお話し合いをこれからも続けさせていただきたいと思っております。

ただ、高規格道路を実施するのは国の事業でございますので、そこは町ができること、できないこと、あろうかと思っておりますけれど、町にとって何が一番いいのか、広く考えながら判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

小永君。

12 番（小永正裕君）

以上で、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 45 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本久夫君。

6 番（山本久夫君）

それでは、私の方から 1 問の中で 2 項について質問させていただきます。

コロナも高知県も、まん延防止が解除されて全国的には落ち着いているんですが、最近ワクチンの効果もありまして、感染状況がですね、高齢層から若年層へと移っています。

それで、全国的には学校での感染が大きな問題となっていて、そのことを国も十分把握している。それ

で文科省からは、先月ですが8月27日に、その感染対応ガイドラインということで各市町村の教育委員会に文章による事務の報告があったと思います。

その内容については学校での、要はガイドラインですから指針です。その学校で感染したときの指針を定めなさいという内容で、その内容につきましても、過去に作っている分はそのままよろしいと。その代わり、変更する場合は、そのガイドラインに沿って変更していただきたいというような報告であります。

それを当然、黒潮町の教育委員会も1年以上前からですから、ただ県とか国からの指定、指示されている感染防止対策の決定のみをやってきたわけじゃないと思うんで、万が一の場合のことを考えてその指針は作られておると思うんです。

その指針も当然ながら指針ですから、普通、第三者を交えて指針を作るというのが基本的なことで、当然、関係者である保健所と意見交換または協議しながら、その指針を策定されてると思うんです。

そうした内容を加味したものを教育委員会としてまず作っていくかどうか、いうことをお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは山本議員の、コロナ感染対策について教育委員会としての指針はあるのかというご質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症感染者が、町内の保育所あるいは小中学校で発生した場合の黒潮町教育委員会としての対応指針につきましては、当教委が独自で定めた保育所、学校職員または児童生徒に新型コロナウイルス感染の恐れがある場合、あるいは感染症が発生した場合の対応フローを定めておりますので、それに基づき対応をすることと致しております。

この対応フローは、新型コロナウイルス感染症が全国的に問題になりつつありました昨年2月26日に初版を作成し、その後、国、県等から発出されるガイドラインや対応方針、文部科学省が作成する学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等の通知を基に、必要に応じて改訂を重ねておりまして、これまで11回の見直しを行い、現在、第12版を運用しているところであります。

このフローにおける、当町での児童生徒、教職員に感染者が出た場合の対応の流れについてご説明を致したいと思います。

感染者の発生が授業中に確認されれば、直ちに教室等の換気をする、会話を控える等の感染予防を取り、保育、教育活動を停止をし職員を集めます。もちろん一部の教職員は、児童生徒の見守りとして教室内等に残ります。その際に、濃厚接触が疑われる教職員は、別室で待機をさせます。同時に、施設の出入りを禁止をし、その旨貼紙等の表示をし、来客者が施設内にいた場合には、直ちに退出をしていただきます。

そして、その後、教育委員会と学校等との合同対策チームの立ち上げをし、臨時職員会の開催、関係機関、保健所、県教委、学校医等に連絡。幡多福祉保健所の指示を仰ぎます。合同対策チームでは、感染者の情報整理、それまでの施設での感染予防対策の実施状況の確認、接触者リストの作成、児童生徒の活動状況等を整理する一方、保健所の調査に対応できるよう各学年、クラス、部活の種類、および所属人数、校舎見取り図、配席図、空調の位置、時間割表、行事予定表等を準備を致します。

その後、保健所の調査により、学校内における活動の状況、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否を基に、臨時休業等の必要性を判断をします。その後、できるだけ早く保護者への説明会の実施を致を致します。

以上が、当教育委員会の指針となります。

今回、令和3年8月27日付で文部科学省初等中等教育局より、学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認をされた場合の対応ガイドラインが発出をされたところではありますが、今回のガイドラインは、緊急事態宣言対象地域等に指定をされた状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、特に保健所の業務がひっ迫している地域を想定して、その対応の在り方について発出されたものでありまして、基本的にはこれまで同様、各地域の感染状況に応じて対応するよう、ガイドラインでは示されているところでもあります。

従いまして、当町においては今回のガイドラインを受けて、現在定めている対応フローの内容の修正は考えておらず、引き続き完成防止対策を徹底してまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

フロー図の説明を、ありがとうございます。

それは教育委員会として、学校現場の把握してないコロナ感染に至ったときに、どういう初動態勢でどう動くかというのが大事で把握しなくては、大事なことです。それは十分分かります。

それと、教育長が言ったように、緊急事態宣言下の中にある地域の中のガイドラインということで、それも十分承知してるんですが、まん延であれ緊急であれ、感染したら感染したわけで、その対応は、学校ではしなくてはならないので。緊急事態宣言下やないから作成してないというような答弁じゃなかったので、そのへんはもう安心して、先取りをして策定されていたらいいと思うんです。

ただ、その中の答弁の中に、その本当を言うと設置者と、それと学校ういのは当事者になるわけです。感染した場合。それぞれの役割と責任があるわけで、権限と。

例えば、学校の中で感染が児童にあった場合に、じゃあ学級閉鎖をするというのは、というのは学校。設置者の権限なんです。その代わり、出席を停止するというのは学校長の権限なんで、そのへんのさび分けをちゃんとしてないと、今述べられたフロー図も、僕もちよっと参考になると思うて資料を頂いて見ましたけど、混在しているというかね。要は、指揮命令系統が混在しているために、教育委員会が全てのことを網羅しているかの、できはいいんです。そういう分。じゃあ、学校は何をするかというのは明記がない。そういうところをしっかりと、もうちょと区別した方がいいんじゃないかと。

この小さい、そのコロナしてどういう連絡をしてという細かいことは聞きませんが、まず、その設置者の人の責任の一番権限があるのは、学級閉鎖であったり、学年閉鎖であったり、休校というのは、設置者の権限です。その中で、そういう基準というのはどういう基準を設けてますか。それをお聞かせください。

（教育長から「最後の方少し、もう一回繰り返し。すみません」の発言あり）

設置者の権限で、学級閉鎖、それから学年閉鎖、休校というのは設置者の権限やと思うんです。その基準を、決めていれば教えてください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほども申し上げましたように、何人になったらとかですね、そういう基準は今のところは設けておりません。

保健所に状況を説明をして、各周辺、自治体等の感染状況でありますとか、町内での感染状況でありますとか、あるいは子どもたち、あるいは教職員の濃厚接触等の状況、活動状況等を総合的に考えて、学級閉鎖にすべきか、学校休業にすべきかというのは判断を致しますので、明確な基準というのは正直、設けていないということでご理解いただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

教育長、そうご理解できんがですね。

要は、感染者が何人出たらとか総合的に判断すると言っても、そら都会の学校じゃないんで黒潮町の学校は、極端な話、2、3人がもし学校で感染したら、伊与喜小学校は全校生徒が感染してるようになるんですよ。だから、ガイドラインは決めていることは構いませんけど、参考にもしてくださいということですから、具体的に、学校のクラスの中で何人感染したら学級閉鎖にするとかいうのをきちっと決めてない。

何でこれを言うかというのは、多くの保護者とか家庭はね、学校でもし感染者が出たら学校はどうするんやろうと。休むもんやら、そういうところが不安に思ってるわけで。その流れ的に学校がどういう対応しようが、教育委員会がどんな対応しようが、そんなことはどうでもええと。極端な話。要は、子どもが一人でも感染した場合に学校がどういう対応をして、教育委員会はどういう対応をするかいうことを一番知りたいわけですよ。

だから、その指針の中で一番大事なことが欠落しているようには、教育長、思いませんか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

それぞれ感染者が出た場合の対応すべきことについては、先ほどフロー図を基にご説明をさせていただきましたし、当然フロー図、議員にもお渡ししましたけれども、紙1枚の中に重要なポイントを落とし込んでいるものがございますので、それが全てではございません。そこにはないものにつきましては、先ほど説明しました文科省の方針でありますとか、あるいは、高知県教育委員会の方が設けている方針に準じて運用をしております。

それから、何人になったらという場合は、先ほど言いましたように一人でも非常に重大性が帯びる場合もありましょうし、もう少し数は多くてもその重大性が薄いというふうに、例えば保健所等が判断をされる場合があるかと思っておりますので、数にこだわるのではなくて、その数を基にした感染状況の度合いといいたいでしょうか。それをしっかり確認をして、休業にすべきか、すべきではないかという判断を僕はすべきだと思いますので、今後も、何人になったら閉鎖しますとか休業しますということについては、明記については避けたいと思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

いやそれ、何か明記したら不都合な点があるわけでしょうか。そのへんが妙に理解に苦しむんですけど。

その感染した子どもから、また濃厚接触者が出てくるわけで、そういうのは初動態勢として一番大事じゃないですかね。学級閉鎖をする、まず第1段。その大事な初動態勢のような気がするんですが。災害と

同じで、空振りでもいいんじゃないんです。そういう考えが妙に。おかしくはないとは思いますが、何でそこを決めてないのかというのは、指針として決められないのかというのは不思議ではない。

子どもの命とか安全とかいうのは、第一に学校は考えて、その次に保護者の安心とかいうのになっていくんやろうと思うんでね、不安視する保護者なり家庭の皆さんがおる中で、子どもが感染したと。学校で発見された。そういう場合に、人数にこだわらんけどその様子を見て、学級閉鎖にしようかどうかいうのを検討するというのは、ちょっと後手じゃないです。教育長。

いま一度、再考できません。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

現在の感染状況を私、考えてみたときに、昨日、高知県9人。数少なくなりまして9人でしたけれども、9人のうち10歳未満が4名、それから10歳代が2人、あと20、30、40代で1、1で、全員9名ということで、感染経路は全て家庭内というふうに表示されております。

ですから私の認識としましては、学校よりも家庭の方が感染リスクは高い状況に今、社会状況としてはあるのかなというふうに思います。従いまして、例えば1人出たから学校休業をするということが、果たして本当にいいのかどうか。むしろ学校に、少なくとも学校に登校している間の方がむしろ安全性が高いとすれば、感染者はもちろん隔離等をすべきだと思いますけれども、その安全性が担保すれば、やはり部分的な解除。するとしても部分的なものでとどめて、学びの時間を途切らせない。学びの時間をしっかり子どもたちには保障をするということを私は優先したいと思っておりますので、何人になったら閉鎖、何人になったら休業ということに対して、何らかの文書で明記をするということについては、避けさせていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

しぶといようですけどね、その感染者が家庭から多いとか、今の国内からの現状から言うたらそういうことになる。でも、感染者が学校で一人児童に出れば、それがもう発生したということで事実であって、それがどこから来るのか。場所を選ばんわけですから、コロナは。

この感染者の子どもは多分家庭やろうというような、家庭でものは動くわけじゃないんでね。そこらがあるから言ってるわけですよ。ねえ教育長。教育長は設置者の代表ですよ。その子どもの安全を守るために、何でその学級閉鎖を。一番初歩的な段階ですよ、学級閉鎖というのは。そのクラスだけを閉鎖するわけですから。それで感染者、濃厚接触者などを調査して、それからやればいいわけです。たとえ2日でも3日でも、1日でもいいわけですよ。期間を学級閉鎖やからって、どこにも5日も6日もやれとは書いてないんでね、半日でもいいんですよ。はっきりとその原因が分かるまで。

そういう対応をなんでできないかいうことを言ってるんで。それは設置者の権限として、責任としてやらないかんことやないです。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

ちょっと、私の説明が良くなかったのかもしれませんが、学校閉鎖、学校休業を一切しないとい

うことを申し上げているわけではございません。その基準を何人になったらという、言うたら数。数の基準ですね。数の基準を公の文書の中に明記することについては避けさせていただきたい。だから、一人でもひょっとしたら学級閉鎖なり、ないしは学校休業するかもしれませんし、数人出たとしても学校休業はしないかもしれないけれども、学級閉鎖をするかもしれない。

ですから、それは何度も言いますけれども保健所等の指示、判断を仰ぎながら、その対応については考えさせていただきたいということでもありますので、繰り返しになりますけれども、いかなる場合でも学級閉鎖もしない、学校休校もしないということではございませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

繰り返すようで悪いですけどね、その今言う、教育長が言われることはよう分かるんですよ。

それはもう全体的なね、全校レベルの話であってね、閉鎖であれどうあれ。でも、黒潮町の小学校は今言う、児童数と生徒数がもう分かっちゃうでしょう。

例えの話で伊与喜小学校も言うたけど、あの中でね、1人感染したら大きなことですよ。3割が感染した、50パーセントが感染したという状況ですよ。だから、そういう地域性をしっかり把握されてそういうことを言ってるのか、ただ統一的に、人数は言えんけど総合的に判断していうて言いゆう間に、伊与喜の小学校らはみんな感染してしまうということ。

だから、そうやから指針を出すときには地域性も考慮し、地域にある学校の実情も考慮して、指針も出さないかんのじゃないか。一般的な、みんなにどこでも通用するような話ではなくね、黒潮町は黒潮町の学校現場でそういう方向性を出せばいいんじゃないかと思うんで。

これ、以上やっても同じ答えしかもってこんろうけん言いませんけど、多分ね、このコロナが収束でゼロにはならんでしょ、必ず。やがてまたそういうことが、問題が発生するかも分からん。そのときにはもう一度ね、教育委員会の中で保健所と学校とも協議しながら、ぜひその詰めというか、改訂版の方を策定をお願いしたいと思います。

1 項目は、これでいいです。

2 項目ですが、その指針を出して教育委員会が、受ける学校の当事者はその方針を出してると思うんですが、それは実際できているんでしょうか。学校の方では。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは山本議員の2問目の、学校現場の方針についてご説明したいと思います。

町内の保育所あるいは小中学校で、新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の対応については、先ほどご説明をした当町が独自に定めているフローに基づき実施をすることになっているということであり、従いまして、学校によっては規模が大小ありますので、地域の特性に応じて学校ごとに独自の方針を設けていることになっております。

具体的な事例を申し上げますと、感染が確認された場合、校長、教頭、学級担任、養護教諭、事務職等個別、職務ごとに細かく対応すべき手順を整理して、明文化をしている学校の事例。

あるいは、登校時、教室入室時、始まりのチャイム、朝会、授業、これは教科ごと。持ち物の貸し借り、

休み時間、トイレ、給食、歯磨き、掃除、黒潮タイム、下校、自宅に着いたとき、あるいは寝る前。場面ごとに、教師の指導をマニュアル化をしている学校の事例。

あるいは、感染者が出た場合、一人一教室の使用を想定している学校の事例等であります。

いずれの学校におきましても、基本的な対応は当町が定める対応フローに基づき実施を致しますので、施設ごとでその方針が大きく異なることはありませんが、地域の特性に応じて実施を致します。

なお、臨時休業を余儀なくされ、あるいは児童生徒が感染者等になり登校できない場合、この春から配布をされた一人一台タブレットを活用し、できるだけ学びを止めないようにするよう、各学校には指示をしているところであります。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

教育長の答弁で、本来、学校の現場で当事者が策定しなくてはならない方針を教育委員会が策定して、そのことが、イコール学校の方策というようになってるような気がして、いかんですよ妙に。

本来なら、学校ずつ、教育長もご存じのようにね、法律の改正がいろいろあって、学校の現場の学校長にもものすごい権限が付与されている。だから今の学校は、ええも悪いも校長次第というところがすごいあるんです。だから、教育現場とはいえ、教育長といえ、学校運営に関することに介入することが制限されている。かなり。

しかし、このコロナ対策の危機管理的なことはもっと主導的な立場でええと、私は思ってます。だから、教育委員会が出す方針に対して、方策をきっちり作りなさいと。やっぱり指導すべきじゃないかと。それを網羅したものを教育委員会が作って配布するから、学校側は受けるだけ、それを。そういう状況になっている。

例えば、濃厚接触者についても、今はですよ、保健所がこの人が濃厚接触者と特定してPCR検査やったり、あるいは、時と場合にはホテル療養しなさい、自宅療養しなさい、という方向性を持っていくわけです。しかし、学校現場でコロナが発生したときには、そういう時間のロスがあると大変やから、学校の中で濃厚接触者を定めなさいと。限定しなさいと。それに、なおかつリストを作りなさいという指導があるわけです。そういうところまでしっかり見ていくか。そのリストに、誰がじゃあ本当に濃厚接触者を確定するのかということ誰がやるのかいうて明記されているか。学校の中で。やはりそこまで、やっぱり監督せないかんがやないですか。

教育長、学校長がそれだけ権限が今あるということなんです。学校は今そういうとき。だから、いろんな学校で権限があるために、コロナ渦でやった運動会であったり修学旅行らが、各学校によってまちまちなんです。することが統一性がないわけです。それはいいかいうたら、学校長に権限があるからですよ。そういうおかしければ、指導もせないかん。監督もせないかん。教育長ね、校長やからいうて全部素晴らしい人やとは限らんですよ。学校長やから素晴らしいと。中にはね、指導もせないかん校長もおりますよ。やはり学校で責任を持って、その方針を作って学校でできる。教育委員会が学びの保障っていうのは言わないかん。しかし、具体的にその学びの保障をどうやるかいうのは、学校で決めてもらわないかんことやないです。そういうところをちゃんと線を引かんと、校長の学校の方の対応もそういう対応しかなくなるんです。教育委員会の指導の下という話になる。ね、今はそういうときでしょう、教育長。そういう指導をやっぱりせないかんがやないですか。

（議長より「延長しますか。3分間」の発言あり）

どうぞ。はい。

教育長、もう3分しかない。

本当にそういう時代でもあるし、教育現場というのは法律も変わって、それだけ変わっちゃうんですよ。今の学校論というのは、極端な言い方すると働き方改革も入ってきてね、権利は主張して義務は果たさんっていう状態になっちゃうんですよ。コロナ感染なんかはね、本当にやらなければならない。権利じゃない、義務や。教師としての、子どもを守る。だから、そういう生活ができる方策というか方針ができていますというような答弁じゃいかんわけで、作らないかんでしょ。作らないかん。それが子どもの安全を守って、保護者の安心を確保することやないがですか。教育長、地味な仕事をせないかん。そこらはもう少し。

どう思います。私の言ってることは間違ってますか。そういうたてりなんで、今、教育委員会と学校のたてりというのは。

ねえ町長、町長も教育長を選任したと。昔は、政教分離やいうて政治が介入するいうことをうんと嫌うたけど、平成27年ぐらいに法律が変わって、教育長は町長が任命できるようになった。つまり、政治に介入できる部分が、許容範囲が幾らかできたわけですよ。そういう中で、このコロナの中、町長が言うコロナであたふたしないまちづくり。間違っ、ポスターもいっぱい作って張った。一番最初にあたふたするのは教育委員会じゃないですか。

町長、町長が教育行政について、じゃあ今の私と教育長の質疑応答を聞きながら、どういう所見をお持ちです。

お聞かせ願いますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

基本的に、教育長の答弁が間違っていないと、私は思います。

ただ、今、最後に議員がご指摘されたように、学校の方に対しての指導する責任もまたありますので、足りない部分については私と教育長、知恵を出して改良するようにしていきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

では、最後に教育長、定期的に校長会もやっていると思います。そのときにですね、ぜひ、教育委員会の方針がこれであって、学校のすべきことはフロー図からのけるから、学校で制作をなさいと。分からん人は、それが。文科省が出しているガイドラインに資料1番、2番と付いています。それを見ればね、簡潔明瞭なフロー図ができます。責任を持った。

そういう指導をしていただけますか。学校に。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをします。

そのお話というのは、こういう感染者が出た場合に、報告、指示、あるいはお互いで合同チームをつかってこういう対策を取ることにについては、各学校で考えて、各学校で決めておけ、という話になるのでしょうか。もしそうだとしたら、それは非常に学校現場に対して混乱を招く。あるいは、我々から言うと非常に無責任な対応ではないかと思えます。

やはり、コロナというのは黒潮町、町全体でその敵と戦わなくてはいけないわけでありますから、首長部局は首長部局の方向性がありますし、我々学校現場を持つてる者は、学校現場の者に対してこういう方向性でいきますよということはしっかり、設置管理者、教育行政者の責任として、私は明示をすべきだというふうに思っております。

必ずしも現場に全て考えさせるということが、現場の負担感も、それからその後の混乱なく物事が進む、いざというときの対応がスムーズにできることを考えれば、必ずしも良い方策ではないと思えます。

ただし、場合によっては、各学校しっかり考えさせる。各学校の状況、地域性、そういうものを持ってしっかり考えさせるということは当然必要でありますので、そういう場面では各学校の計画、方針をしっかり出して下さいというふうに支持をする場合もありますけれども、このフロー図に書かれてる部分につきましては、中のこの流れをぽったり抜いて、ここは各学校で考えなさいということについては、少し私はある意味危険ではないかと思えますので、その点はちょっと、責任者としてようしません。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

時間もないときに、そんなようしませんちゅうようなこと言わんとやね、教育長。

私が言うようがは、そんな線を引いても。今、一番最初に言うたとおり、設置者の権限とか責任と、当事者である学校がすべきことを、別個にきちっと整理しておいてくださいねと言うがです。

教育委員会から書いてるフロー図というのは、学校でやることを教育委員会がやるのが混在しているんで、だから、今言ったようにリストに名簿を誰が作りますかというのは、学校やないとできん。学びの保障はどうやってやりますかということも、その学校やないと。それは権限やん、学校の。そのことをしっかり把握してますか、いう話を私はしているわけで。それを命令するということは、世の中、通常そうではないです。指針があったら、指針に従って方策を考えるのが常ですよ。指針ばかりで方策がなかったら言いつ放しのまんまや。

（議長から「終了です」との発言あり）

そういうことになるからね、もう一度。今度もう一遍やりますから。

今日はこれで終わりますけど、教育長、子どもは安全ですから、十分答えてください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

すいません。

役割分担につきましてはですね、このフロー図の中に役割分担を書く欄がありまして、総括的なことを、例えば藤本次長がしますよと。で、保護者対応は校長、所長がしますということですね。それは児童生徒に対応をなにをするか。あるいは、行動歴の確認、接触者のリスト、保健所への提出書類の作成は誰がするかというのを空欄にしていまして。空欄にしているということは、各学校の教職員の状況に応じてこの役割は誰が担うということをちゃんと書いて、各学校で掲示をしておきなさいという書類でありますので。

私は、そこらへんは教育委員会がすべきことと学校がすべきこととは、少なくともこの用紙の中では明確にしていると思いますし。

なお、対策チームというのは両方が一緒になって知恵を出して対応しようということになりますので。ですから、対策チームの流れについてはですね、学校も教育委員会の分かれがなく物事が表現されているのは、そういうことになっておると思います。

以上です。

(山本議員から「30秒ある」との発言あり)

議長 (小松孝年君)

ない。もう過ぎました、ゼロ。残念。

休憩を取るので、後でゆっくり話してください。

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩します。

休 憩 14時 06分

再 開 14時 15分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第19号、令和2年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第39号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長 (宮川徳光君)

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について、委員会にて質疑のあったものを主に報告致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案19号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案39号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの10議案で、内訳は、令和2年度の一般会計および特別会計決算の認定が4件、条例の制定および一部改正が3件、令和2年度の一般会計補正予算が1件、総合整備計画の策定が1件、過疎地域持続的発展計画の策定が1件となっています。

審査の結果は、10議案全てが全会一致で認定、または可決すべきものとなりました。

なお、提案理由につきましては、本会議にての説明と重複する点も多いと思われませんが、ご了承ください。

まず、議案19号、令和2年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入につきましては、説明を受けた後、全体的なことと致しまして委員から、町税などの収入未済額の現状をどう捉えているか、との質疑がありました。

これに対して、収入未済額については、令和元年度から2年度にかけて、さらに3年度にかけても減少してきている。また、滞納繰越分についても徴収率が上がってきている。

これらは、収納係が主となって粛々と回収に向けての作業を行っている結果と受け止め、今後も継続していきたいとのことでした。

そのほかには、特段の質疑はありませんでした。

歳出についてです。

2 款総務費、74 ページ、75 ページ、1 項総務管理費、1 目 1 節の報酬の、その他委員等の報酬の情報公開・個人情報保護審査会 1 万 7,100 円は、3 月 22 日に開催し、出席の委員 3 名に条例に基づき各 5,700 円を支払ったもの。委員としては 5 名で、うち 2 名が町の職員なので支給はしていないとのことでした。

この件につきましては本会議でも質疑がありましたが、委員から、委員長の手当は他の委員より高額に設定すべきではないかとの質疑がありまして、委員会によっては状況が異なると思われるため一概には言えないが、この件については今後調査して検討する。また、各委員会でのことが議題となった場合はその都度検討したい、とのことでした。

続きまして、78 ページ中段からの、3 目財産管理費の説明を受けてから、委員から、81 ページ、12 節委託料の中段の集会所新築実施設計委託 201 万円ほどの佐賀橋川集会所の新築工事の実施予定はとの質疑がありまして、これに対し、今年度 10 月に入札予定で進めている。なお、用地が神社地であるため、現在、用地買収の事務をしており、代表宮司から神社庁に登記承諾書をいただく手続きをさせていただいており、その許可を得た後、登記をするとのことでした。

続きまして、94、95 ページ下段からの 12 目国土調査費のうち、96、97 ページの 12 節委託料の地籍調査業務委託 7,802 万円ほどは、下田の口、上田の口地区の山林と宅地など、1.75 平方キロメートルとなっているとのことでした。

地籍業務は補助金を伴って実施しており、国から 2 分の 1、県から 4 分の 1、合わせて 75 パーセントが補助金の対象となっている。また、交付税措置もあるので非常に効率の良い事業となっているとのことでした。

委員から、地籍調査の進捗（しんちょく）率はとの質疑がありまして、これに対し、令和 2 年度末で、町全体の 28 パーセントとなっているとのことでした。

参考までに、頂いた資料では、高知県下の令和元年度末の進捗（しんちょく）率の平均は 57.1 パーセントとなっているとのことでした。

続きまして、128 ページ、129 ページ、3 款民生費、3 項 2 目、児童措置費についてです。

委員から、7 節報償費のその他報償費の 1 番目、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る在宅保育支援金の不用額が 484 万円ほどと大きい、理由はとの質疑がありました。

これに対して、昨年 5 月 11 日から各家庭への通園自粛を呼び掛けたことに伴い、在宅保育による保護者の経済的負担の軽減を目的として、当初、1 園児に対して 1 カ月間の上限を 2 万円として、1 日 1,000 円、260 人の 35 日分の最大限の予算計上をしていたが、結果として、110 世帯 131 人の園児が対象になり、48 万円余りの支出となったことによるものとのことでした。

加えて、見通しの効かないコロナ対応のため、今年 3 月での補正が難しく、結果、大きな不用額となったとのことでした。

続きまして、200 ページからの 9 款消防費です。

委員から、200 ページ下段からの非常備消防費のうち、202、203 ページ中段の 12 節委託料の不用額が 1,082 万円ほどと大きい、要因は。また、消防団員が出動した場合、出動費の振り込み先はとの質疑がありました。

これに対して、出動があった消防団員に支払う出動費などをこの委託料で支出している。コロナによる訓練の中止もあるが、基本的な要因としては、災害などが少なく、出動が少なかったために不用額となっ

たもので、安全面で見ると良い結果になっているとのことでした。

例年、緊急出動などに対応するものなので、補正予算で減額しないため、大きな額となっている。また、出動費の振込先は、現状、出動した個人ではなく消防団となっている。これについては、消防庁から、団員確保を目的として、個人に支払われるものではないかとの指摘もあり、支払い先の検討を行っているとのことでした。

また、委員から、204 ページからの4 項防災費のうち、206、207 ページの中段の17 節備品購入費下段の、避難所用簡易ベッド等 105 万円ほどの内容はとの質疑がありました。この質問は、本会議でもあったと思われまます。

これに対しまして、多目的簡易ベッド 10 台、折り畳み簡易ベッド 38 台、エアマット 68 個。なお、ベッドは保管を考慮して段ボール製ではないとのことでした。

また、委員から、206、207 ページ中段の18 節負担金補助及び交付金の中には、木造住宅耐震改修工事で多くの繰越明許があるが、申し込みの状況は。また、工事の改修率はとの質疑がありました。

これに対して、現状、昨年度に比べて若干少なくなってきたが、今年度も多くの申請が挙がってきている。

改修率は、令和3 年3 月時点で51.8 パーセントとなっているとのことでした。

続きまして、208 ページからの10 款教育費についてです。

委員から、210、211 ページの上部、7 節報償費のその他の報償費の、在宅学習支援金 571 万円と在宅修学支援金 1,019 万円の内容はとの質問がありました。

これに対しまして、在宅学習支援金は、町内の小中学校の臨時休校に伴い、家庭学習を余儀なくされた児童生徒の学習を支援するために、1 万円を全児童 571 人に支出したものの。

また、在宅修学支援金は、コロナ禍で自宅での自主学習や遠隔授業を余儀なくされている、または経済的に厳しい状況にある小、中、高校生、大学生、専門学校生などに対して必要な経費を支援するもので、自宅通学の小中学生は1 万円、高校生、大学生等は2 万円、自宅外通学の小中、高校生は2 万円、大学生等は3 万円となっているとのことでした。

続きまして、224 ページ、225 ページの17 節備品購入費の教材備品で部活関連の支出があるが、部活の活動状況はとの質疑がありまして、これに対し、大方中学校では、野球部、サッカー部、バレー部、剣道部などがある。一方、佐賀中学校では、多くの人数を要する部活は成り立ちにくくなってきており、少人数の部活が主となってきていて厳しい状況と認識しているとのことでした。

なお、文部科学省では、今後、地域でのクラブ化を目指しているというお話もありました。

続きまして、議案21 号、令和2 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてです。276、277 ページ。

3 款諸収入、1 項1 目、貸付金戻入の1 節貸付金戻入現年分の収入済額 2,062 万円は36 人分。収入未済額は126 万円と10 人分となっており、最高額は18 万円となっているとのことでした。

その下、2 節貸付金戻入滞納繰越分 685 万円ほどは、28 人分で最高額は72 万円。昨年度は700 万円ほどだったので、若干の減少となっているとの説明がありました。

委員から、滞納の最高額が18 万円とのことだったが、原因などはとの質疑がありまして、これに対し、原因としては、大学を卒業したが就職できないとのこと、戻入の延期をしたことなどが主なものとのことでした。

続きまして、議案22 号、令和2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

説明は本会議と同様で、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案30号、令和2年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

収入の概要としまして、1款の使用料及び加入金等が、業務執行報告書の433ページにあるように、テレビとインターネットの両方を利用するコース、そのコースが増えたことなどにより、使用料及び過入金等が前年度比で661万円ほどの増、加入金としては1億1,474万円ほどとなったとのことでした。

委員から、502、503ページの上段からの2款事業費、1項1目、放送サービス提供事業、12節委託料の放送サービス委託1,815万円ほどは砂浜美術館のIWKへの委託料とのことだが、このIWKで作成したもので、それによる収入はあるか。また、今後の収入増への取り組みはどの質疑がありました。

これに対しまして、現状、収入面は若干の広告料の収入があるだけで、ほとんどない状態となっている。IWKでは、空中ドローンに加えて、水中で撮影するための水中ドローンを購入しており、それらの活用も含めて何らかの収入の道を探っていきたいとのことでした。

続きまして、議案32号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例について、

また、議案33号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、

また、議案34号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、

の3議案の説明は、本会議での説明と同様とのこと、3議案とも特段の質疑はありませんでした。

議案35号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出共に、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案38号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてです。

説明は、全員協議会、本会議での補足説明のとおりとのこと、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案39号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてです。

説明は、全員協議会、本会議での補足説明のとおりとのことでした。

委員から、黒潮町は、全域が過疎地域となっているのか。また、大きな事業計画だが計画の進め方は、どの質疑がありました。

これに対しまして、黒潮町は、全域が過疎地域の指定を受けている。

なお、今回、国から過疎地域として指定された高知県下の状況は、県下34市町村のうち28市町村でこの指定を受けている。この指定から外れている市町村は、土佐市、南国市、宿毛市、日高村、佐川町、芸西村の6市町村となっている。

また、この持続的発展計画は総合計画として策定したもので、実質的には、毎年度、より有利な起債を使えるように財務で調整して事業をやっていくこととしており、一定の計画は立てている。

なお、この計画については、毎年の変更が可能としている。地域の要望等にも合わせて、財務にて調整をして変更をかけるようにしており、変更が大きい場合は議会の承認を得るようになっているとのことでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を行います。

今議会で、本委員会に付託されました議案は13件で、審査日時は、9月6日本会議の終了後、午前10時30分から午後4時15分まで、9月7日午前9時から午後4時まで、9月8日午前9時から午後2時50分にかけて、町長および担当課長出席の下、詳しく説明を受け、慎重に審査を致しました。

なお、本議会での提案説明を受けたことなどにつきましては省略して報告を致します。

まず、初めに、議案第19号、令和2年度黒潮町一般会計歳入歳出決算書の認定についてであります。歳入13款から19款、21款のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する歳入、歳出のうち4款から7款まで、11款、そして、歳出のうち、2款、3款、8款のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する歳出として、そして、財産に関する調書のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する事項について審査を致しました。

2款総務費のうち、96ページ、14目ふるさと納税は、新型コロナウイルス感染症拡大によるネット通販の好調から、ふるさと納税もその好影響を受け、8万6,221件、10億7,567万円の寄付を受け、報償費のふるさと納税寄附金謝礼金は2億4,314万円でした。

次に、112ページ、3款民生費、1目社会福祉総務費、12節委託料の9,979万円のうち、あったかふれあいセンター事業委託費6,710万円、また、18節負担金補助及び交付金11億2,200万円のうち、特別定額給付金の10万円は、1万986人で10億9,860万円の給付をしたということでした。

なお、社会福祉総務費の不用額3,507万円は、当初計画の事業等が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って事業の中止や規模縮小によるところが多いというご説明でありました。

116ページ、5目人権対策総務費、人権施策推進基本方針第2次改訂と男女共同参画計画第2次改訂版を策定し、取り組み方針を定めておりました。

144ページ、4款衛生費、6目環境衛生費の14節工事請負費は、須賀留地区と灘トヲカ市地区で水道未普及地域解消事業を実施しているが、委員から、工事内容と水道普及率についての質疑があり、執行部から、須賀留地区は取水、浄水設備等の設置工事、灘トヲカ市は滅菌設備の設置を行ったという報告がありました。

水道普及率につきましては98.9パーセントで、給水希望をしない方もいるので、ほぼ普及した状況にあるとの説明がありました。

続きまして、168ページ、6款の2目、水産業振興費、14節工事請負費は、投石魚礁設置工事1,342万円の実施箇所はとの質疑に、執行部から、上川口と田野浦の2地区において実施、また、21節補償補填及び賠償金の300万について委員から、補填（ほてん）額算定の根拠はとの質疑に、執行部からは、令和2年1月27、28日の豪雨による活餌のへい死による災害補填（ほてん）として高知県漁協に行ったと。で、補填（ほてん）計算方式については定めた公式があるので、それに基づき300万円を算定したということでした。

176ページ、7款商工費、3目観光費、12節の不用額2,349万円)につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のために、当初計画をしていた事業、あるいは行事の規模縮小や中止等の要因が大きくあったとの報告がありました。

182ページ、8款土木費、1目土木総務費の14節工事請負費4,496万円については、地域要望に基づく修繕等の工事で、佐賀地域18件、大方地域31件に対応しているが、委員から、実施事業の中に数件、地

域整備事業費の支出ではなく、各所管課の維持管理費等で対応するべきと思われるものが見受けられるとの意見がありました。

これに対しまして執行部から、早期に対応しなければならないものとして地域整備事業で行ったが、来年度の予算査定時に整理等の協議を行っていくようにしたいとの説明がありました。

238 ページからの 11 款災害復旧費は、林道災害、漁港災害、河川災害等の復旧工事を行ったものでございます。

次に、財政にかかわる調書のうち、産業建設厚生常任委員会に所管するものについては委員から特に意見もなく、承認をすることと致しました。

以上、令和 2 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算書は、全会一致で認定するものと致しました。

次に、議案第 20 号、令和 2 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、貸付金回収および起債償還金の説明で、特に意見もなく全会一致で認定を致しました。

次に、議案第 23 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、被保険者 3,259 人で前年度比 98 人の減、単年度の形式収支では 221 万 6,000 円余りの黒字であるが、一般会計からの法定外繰入によるもので依然厳しい状況にあるとの説明がありましたが、特段の議論もなく全会一致で認定を致しました。

次に、議案第 24 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。医師につきましては、これまで同様、高知県へき地医療支援機構から 6 名、幡多医師会から 1 名、その他 1 名により診療実施をしたとの報告がありました。

今後も医師確保に向けて積極的に取り組んでいただくということで、全会一致で認定を致しました。

次に、議案第 25 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第 26 号、令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第 27 号、令和 2 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

以上、3 議案につきましては特に議論もなく、全会一致で認定を致しました。

次に、議案第 28 号、令和 2 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員から加入状況等についての質疑があり、加入戸数は 23 戸、加入者数 30 名、加入率 45.5 パーセント、償還は令和 10 年で終了するとの説明があり、全会一致で認定を致しました。

次に、議案第 29 号、令和 2 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてと、議案第 31 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、特に質疑もなく全会一致で認定を致しました。

次に、議案第 35 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についてであります。補正予算書 16 ページ、2 款総務費、15 目新型コロナウイルス感染症対策費、18 節負担金及び交付金については、5 事業の支援経費を計上しておりますが、その中で、地場産品送料支援事業助成金 300 万円については、新型コロナウイルス感染症の長期化によって、生産者等の経営に悪影響が出ている地場産品の消費拡大の支援策として 1,000 円以上の地場産品を購入し、町外へ送る際の送料と事務手数料の助成を行って消費拡大を図ることを目的とするもので、その助成効果を検証するモデルケースとして、町内の道の駅、なぶら、ビオスの 2 業者を対象事業者とする実施案の説明がありました。

委員から、その 2 業者に地場産品搬入が集中し、他の店舗に影響が出ることなどが懸念されるため、対象事業者を拡大するべきとの意見が出されました。

これに対して町長から、対象事業者は 2 つの道の駅だけに限定せず、生産者が一定出荷をしている町内

の小売店、直販所等の店舗で販売を行う事業者とし、応募方式で実施するなど実施要領を変更するとの再提案がありました。

委員会としまして、再提案の内容を踏まえまして、全会一致で可決することと致しました。

次に、議案第 36 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算、および議案 37 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、令和 2 年度決算による額の確定による繰り越し等の補正予算であり、全会一致で可決するものと致しました。

以上、令和 2 年度歳入歳出決算 10 議案、および令和 3 年度補正予算 3 議案について、全会一致でそれぞれ認定、可決するものと致しました。

これで、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および委員長の報告に対する質疑を終わります。

この際、15 時 15 分まで休憩します。

休 憩 14 時 57 分

再 開 15 時 15 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 19 号、令和 2 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 19 号の討論を終わります。

次に、議案第 20 号、令和 2 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 20 号の討論を終わります。

次に、議案第 21 号、令和 2 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 21 号の討論を終わります。

次に、議案第 22 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、令和 2 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、令和 2 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、令和 2 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、令和 2 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論は

ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第31号、令和2年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第31号の討論を終わります。

次に、議案第32号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第32号の討論を終わります。

次に、議案第33号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第33号の討論を終わります。

次に、議案第34号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第34号の討論を終わります。

次に、議案第35号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第35号の討論を終わります。

次に、議案第36号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第36号の討論を終わります。

次に、議案第37号、令和3年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第37号の討論を終わります。

次に、議案第38号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第38号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 19 号、令和 2 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 20 号、令和 2 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 21 号、令和 2 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 22 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 23 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 24 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第24号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第25号、令和2年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第25号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第26号、令和2年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第26号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第27号、令和2年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第27号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第28号、令和2年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第28号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第29号、令和2年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第29号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第30号、令和2年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第30号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は認定です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。  
従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議員提出議案第 1 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、池内弘道君。

## 2 番（池内弘道君）

これから、議員提出議案第 1 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書について提案理由の説明を致します。

意見書については、お手元に配布しております。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

このため、全国町村議会議長会においても、全国の各町村から地方税財源の充実を求める声を一斉に上げ、全ての町村が一丸となって活動していくことが必要であるとし、取り組みを進めております。

つきましては、当該意見書の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い致します。

以上で、提案理由の説明を終わります。

## 議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (松本敏郎君)

令和3年9月第19回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全議案につきましてご承認を賜り、誠にありがとうございます。

本議会を通じて賜りましたさまざまなご意見を参考にしながら、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (小松孝年君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年9月第19回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 37分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小松孝年

署名議員

山本久夫

署名議員

渡村美香